#### 平成 17 年度 杉並区外部評価委員会報告書 別冊

# 平成17年度杉並区外部評価委員会意見に対する区の対処方針

平成18年6月



#### 目 次

1	行政評	価にかかる外部評価意見に対する対処方針	
j	政策1	良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために	1
		(施策2~8を含む)	
j	政策4	環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために	17
		(施策16~20を含む)	
j	政策6	子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために	29
		(施策24、26~28を含む)	
j	政策10	商店街の活性化のために	39
		(施策45を含む)	
j	政策13	魅力ある学校教育のために	43
		(施策52~58を含む)	
j	政策20	創造的で開かれた自治体経営	.59
		(施策75~77、82を含む)	
2	マロフ		
_		<u> </u>	.69
	2 環境面	己慮行動の推進	.70
	3 保育の	D充実	.71
		5る商店街づ⟨リ	
	5 豊かな	は学校教育づ⟨リ	.73
	6 創造的	りな政策形成と行政改革の推進	74
3	財団等	経営評価にかかる外部評価意見に対する対処方針	
1	財団法	5人 杉並区勤労者福祉協会	75
2	2 財団法	t人 杉並区スポーツ振興財団	76
3	社会福	a社法人 杉並区社会福祉協議会	78
4	財団法	长人 杉並区障害者雇用支援事業団	79
5	特定非	E営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	.80
4	松连音		
7	心门心	兄に刈りも刈処刀割	

### 政策 1 良好な住環境と都市機能が調和した まちをつくるために

政策目標	・まちの成り立ちや、自然環境、土地利用特性に留意し、地域ごとの個性あるまちづくりを推進する。 ・無秩序な宅地開発を防ぎ、うるおいのある美しい居住環境づくりをすすめる。 ・住民の活動や意見が尊重、反映される住民主体のまちづくりを推進する。 ・時代の変化に対応したビジネス、文化活動などを支えると共に、安全で快適な都市機能の充実を目指す。 ・周辺環境への配慮、歩行者等の安全性向上やバリアフリーの理念を重視し、道路交通体系の整備を推進する。 ・放置自転車がない、安全で快適なまちにする。
当面の成果目標	・杉並南部区画整理事業施行区域等、基盤未整備地域について計画的まちづくりを推進する。 ・都市計画道路補助第131号線(1期)の整備を17年度に完了する。 ・駅舎や道路等のバリアフリー化を推進する。 ・放置自転車の解消などの自転車利用総合対策に関し、サイクルアクションプログラムに定めた目標数値を達成する。  駅周辺放置自転車の台数17年度末までに50%削減する(13年度9,023台に対して)。 自転車駐車場の利用率(平日)17年度末までに80%に引き上げる。 自転車駐車場の整備率17年度末までに95%にする(19年度の整備目標台数30,200台に対して)。 ・まちづくり条例の周知と共に、まちづくりイベント等への区民参加の推進や、まちづくり活動支援事業の活用によって、区民の自主的なまちづくり活動の育成を図る。

当面の成果目標の達 成状況	・用途地域の見直しでは、住民説明会で寄せられた要望など、さまざまな意見を反映させ、決定・告示に至った。 ・16年度は久我山駅舎内のバリアフリー化が実現した。また、17年度に南北自由通路を開設予定である。 ・都市計画道路131号線は、完了年度に向け、計画に従い工事が進んでいる。南北バス「すぎ丸」の桜路線(浜田山~下高井戸)が開通した。 ・放置自転車対策については、放置自転車台数がサイクルアクションプログラムの16年度末目標値の30%減を達成し、自転車駐車場の利用率は、75,8%(17年度末までの達成目標値は80%)に向上し、自転車駐車場の整備率も、86.0%(鉄道事業者整備分を含めて90.6% 17年度末までの目標値は95%)に向上している。 ・まちづくりへの参画の促進については、まちづくり条例及び支援制度のパンフレットを作成し周知を図った。また、まちづくり条例により認定された「まちづくり協議会」が2団体となった。
今後の政策目標の方 向と課題	・杉並南部地区のような都市基盤未整備地域等の広域に及ぶまちづくりや、大規模な土地利用転換を伴う開発事業について、適切な指導、誘導によって、良好な住環境を実現する。 ・まちづくり活動助成やコンサルタント派遣等によって区民のまちづくりへの参加を支援するとともに、まちづくり条例に定められた地区計画等の原案の申し出や協議会の設置など、さまざまな形で区民との協働によるまちづくりを推進していく。 ・駅周辺のまちづくりについては、公共施設整備と民間再開発事業との十分な調整を図ったうえで進める。また、路面の改良や電線類の地中化等によりバリアフリー化をすすめる。 ・建築確認・許可については、中間検査や完了検査を重視して検査率の向上をはかる。また、敷地面積の最低限度や特別用途地区などの的確な運用を行うことで、より良好な都市環境の実現を目指していく。 ・サイクルアクションプログラムの数値目標を達成し、自転車と人の共存できるまちを実現する。・区営住宅を良好なストックとして活用するために建替え、改善等の計画的・効率的な運用を図る。また、公営住宅の供給や居住安定支援により、全ての区民が安心した暮らしを実現できる住宅施策を推進する。

#### 【二次評価】

16年度は、14年度から取り組んできた用途地域等の見直しについて6月に新たな用途地域と上
クションプログラムに掲げる数値目標の達成に向け着実に進捗している。 南北バスについては、既存の「阿佐ヶ谷~浜田山路線(けやき路線)」が、平成15年度に続き収 支が黒字となった。また、10月から運行した「浜田山~下高井戸路線(さくら路線)」の利用も順調 に推移しており、交通不便地域の解消がさらに進むとともに、区民の身近な交通手段として定着し

#### 【外部評価】

政策内容への評価	安全安心分野のうち良好な住環境と都市環境の整備には区の行政関与で実施できる領域がハード・ソフト面で限定されるため、環境に関する住民意識とコミュニテイ形成への働きかけにもっと力を注ぐことが望まれる。
	施策評価の積み上げ的な内容となっている。区政チェック指標との関連を含めて、政策目標の設 定を検討、評価することが望まれる。
政策を構成する施策に ついての意見	政策目標の達成に必要な施策をまず列挙し、そのうち区政の守備範囲・住民との協働範囲及び他 の行政機関との分担・協働がわかるような整理が必要である。

対処方針	住環境に関する住民意識の向上については、これまで、個別のまちづくりにおける相談、指導の他、各まちづくりの検討会や、協議会において区民の参加を得る中で行ってきているところであるが、更に、区民参加のあり方を工夫し、住環境やまちづくりに対する区民の意識向上が図れるよう努める。なお、政策2「安全で災害に強いまちをつくるために」の範疇の事業であるが、18年度に震災復興まちづくり模擬訓練を阿佐谷、高円寺地域で実施予定である。この訓練の中で、実際にまち中を歩きながら住民が主体となって住環境や道路付け等に係る課題や問題点について整理、検討する事業が予定されている。  政策目標については、21世紀ビジョン等に準じた表現とするよう努める。成果目標等については、具体的な表現が必要なので、施策の積み上げ的な表現になるのはやむを得ないものと思われる。  区民等との協働、役割分担については、それぞれの事務事業評価において論じられているところであり、政策評価表において総括して評価しても抽象的な表現となり、なじまないものと思われる。
------	---

#### 施策 2 適正な土地利用と住環境の整備

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	良好で住みよい住環境の実現に土地利用の面から寄与するため、 まちづくり基礎調査等により、 まちの実態を把握し、都市計画によるまちづくりを推進する。 住民説明会や自治基本条例に基づく 区民等の意見提出手続きを行い、その意見等を踏まえて、まちづくりなどの計画を策定する。 日々 の建築確認・許認可事務や違反建築取締等を的確に行う。
当面の成果目標	・地図情報システムの18年度運用開始を目指す。 ・杉並南部地区整備計画については、協議会を立ち上げ、市街地整備計画の策定を目指す。 ・老朽化した大規模団地の建替え及び団地内の基盤整備を誘導、実施する。 ・区民の住環境や安全性に関する意識の高さを示す、完了検査済証交付率等の向上を目指す。 ・建築確認や違反建築物取締、大規模建物の事前周知制度などにより、良好な市街地の形成を図る。

当面の成果目標の達 成状況	地図情報システムについては、18年度運用に向け、システム内容を検討組織で検討中である。 用途地域等の見直では、住民説明会等で寄せられた要望等、さまざまな意見を反映させ、決定、 告示に至った。また、その中で敷地面積の最低限度を定める規制を盛り込む他、区独自の特別用途 地区として低層階商業業務誘導地区を指定した。 杉並南部地区整備計画では、16年度に調査委託により、市街地整備計画案を策定した。
政策への貢献度	用途地域等の見直しにおいて、良好な住環境を保全するために住居系用途地域に敷地面積の最低限度を定め、また、上荻一丁目地区に活気ある商業業務空間の形成を目指し低層階商業業務誘導地区を指定した。その他にも地域の実情に合わせた個別の用途地域変更などにより、着実に21世紀ビジョンに基づくまちづくりを推進している。 杉並南部地区整備計画や大規模団地の建替え誘導等の広域的なまちづくり、及び、土地利用転換を伴う開発行為においては、区民・事業者との協議を行う中で、適切かつ粘り強い指導、助言により、適正な土地利用の実現と、良好な住環境の創出に貢献している。 建築確認や違反建築物取締の的確な遂行は、安全で快適な住環境の形成に寄与している。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	まちづくり地図情報システムについては、その設計等について委託を予定している。 杉並南部地区整備計画については、17年度にまちづくり協議会立ち上げを目指し、地区計画等、そ れぞれの地域のまちづくりを検討していく予定である。
今後の施策のあり方	適正な土地利用と住環境を実現するため、それぞれの地域の実態を的確に調査・把握すると共に、住民説明会やパブリックコメント等による区民要望・意見の適切な聴取、地区計画等地域のまちづくりに関わる協議会の設置などにより、区民との協働を基本として推進することが大切である。敷地面積の最低限度や、特別用途地区の指定により、新たな方向性と規制が加わった。今後はその的確な運用を行うことで、より良好な土地利用と環境形成を目指していく。 住環境の悪化防止のため、的確に建築行政を推進する。

施策内容への評価	2つの成果指標とも前年度より改善されており、施策の効果が現れているとみなされるが、土地利用面からの行政活動としては既往市街地と大規模開発区域を分けた活動と評価が望まれる。非常勤職員の減少に対し常勤職員が10名増加の要因の説明が必要である。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	街づくり自身が住民・企業との協働で行うものであり、まちづくり協議会以外に区民要望・意見の反映がどの程度実施されたかの評価が求められる。建築確認申請などで専門知識の確保・向上が図られているか。また、委託が形態の主たるものであるが、安易に委託していないかの観点からの評価が重要である。
評価表の記入方法など についての評価	推進会議の開催回数以外にパブリックコメント件数などの住民との協働にかかる 活動指標がほしいところである。違反建築取締・是正指導に対してどのような改善 策が講じられたかのデータが必要である。
施策を構成する事務事 業についての意見	緑地や良好な住環境の保全に関して事前対策(規制)による誘導、まちづくりとしての計画・実施の期中対策、事後的な検査が適切に組みあわさった構成にグループ分けするのも一案である。

理と言いがおい質、望の歌が中に質、望の歌が中に質、望いが知り、か知りとある。	違反建築取締、是正指導に対しての改善データが必要とは、事務事業評価表に関して問われてい ものとも思われる。 施策評価表の構成、表現については、施策による成果等がよりわかりやす〈なるように改善を心が

#### 施策 3 住民参加のまちづくり

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	・自分の住んでいるまちを歩くことにより、みどりの状況、安全等まちの様子を知ることができ、自分の住むまちへの理解を深める。 ・いろいろな地域でのまちづくりについて住民の活動や意見が尊重され、住民の意思が反映される住民主体のまちづくりの推進を図る。
当面の成果目標	自分たちのまちを知るための事業である「知る区ロード」などに、区民が自主的に取り組むようにし、 自分の生活するまちへの関心・愛着を高める。また、地域でのまちづくりのスタートとなる人と人との つながりを、より具体的で自主的なまちづくりへの活動へとつなげていく。

当面の成果目標の達 成状況	知る区ロード事業については、「すぎまるサポーター」との連携を深め、イベントの企画・運営について協働により実施した。まちづくりへのきっかけづくりとなるまちづくり活動支援については、まちづくり条例及び支援制度のパンフレットを作成し周知を図った。また、まちづくり条例に基づき認定された「まちづくり協議会」も1団体が認定され2団体となった。
政策への貢献度	まちづくりは、区民自身が自分のまちを知ることから始まり、グループをつくり、共通の認識の基でより実践的な活動が行うことのできる団体に成長し、まちづくりルールや地区計画づくりへと発展していくもので、長期的展望のもとに見るべきものである。時間はかかるが住民主体によるまちづくりへの貢献度は大きいと考える。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
	知る区ロード事業については、20年目にあたる平成19年度までに、今後のあり方を検討する。「すぎまるサポーター」との連携をより深め、サポーターが中心となってイベントを運営し、それを区が支援していく方法を目標とする。
今後の施策のあり方	地域での個人・団体のつながりが、まちづくりへの第一歩である。知る区ロードなどでのまち歩きに参加することで、地域を知ることから愛着を感じるようになる。このような人たちが集まり、自分たちのまちづくりを考えるようになっていく。こうした初期的な活動をしている団体を育成していくことが、住民参加のまちづくりにつながっていくのである。今後も住民参加のまちづくりの推進を図るために、まちづくり条例や支援制度を活用していく必要があり、事業を継続していく。

施策内容への評価	施策の重要性は認められるが、成果・効果という点では構成する事務事業の設計が悪いのか目標を達成していない。このままでは事務事業の抜本的見直しが必要である。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	事務事業及び施策はいずれも協働形態のものである。すぎまるサポーターの活動 状況に関する評価が必要である。
評価表の記入方法など についての評価	まちづくり支援施策に応募した団体数を成果指標にしているが、これはどちらかと いえば活動指標であり、活動中のまちづくり団体数の方がよいと思われる。
施策を構成する事務事 業についての意見	教育活動での実践も事務事業を構成するのではないか。

#### 施策 4 都市機能の充実

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	駅を中心とした市街地において、安全性を高め、快適で便利な交通機能を確保するとともに、活力あ る商業活動の基盤づくりを行い、都市機能の充実を図る。
当面の成果目標	・荻窪駅北口広場の適切な面積を確保し、他の交通機関への乗り換えや待ち合せ、買い物が安全・ 快適にでき、かつ誰もが集える空間を創出する。また、隣接する駅周辺商店街の老朽化を更新し、駅 前に相応しい商業活動施設等の構築に向けた民間再開発の促進を図る。 ・久我山駅周辺は、身近な生活拠点づくりに向けて、まず京王井の頭線を横断する南北自由通路を 整備し、歩行者の安全性を高める。

当面の成果目標の達 成状況	事業期間が長く、具体的な数値等は表れないが、事務事業を分析・評価すると、施策の達成に向けて着実に進捗している。 荻窪駅周辺については、北口駅前広場整備と地元再開発準備組合との一体的整備を断念し、駅前 広場と再開発を切り離した整備の検討を行った。 久我山駅周辺については、駅舎のバリアフリー化が図れた。また、17年度には南北自由通路が開 通する。
政策への貢献度	現在のところ、施策への貢献として具体的な形、数値等を表すことはできない。 しかし、都市基盤の整備を民間再開発事業者や鉄道事業者と共に進めていくことは、政策である 「良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために」に大きく貢献している。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	再開発事業自体が住民参加によるまちづくりであり、公平・公正に進めるためには、計画策定を行う際に権利の無い第三者であるNPOや企業が行うことになじまない。また、また、鉄道事業者等関係機関との調整を図りながら進めるため、区が行うべきである。
今後の施策のあり方	駅周辺の地域を、「都市活性化拠点」「地域の生活拠点」「身近な生活拠点」として個性的な魅力あるまちとなるよう区民とともに取り組んでいく。 今後も公共施設整備と民間の再開発事業等が、一体的かつ総合的にまちづくりを進めていくことが必要である。 また、安全、快適、便利なまちをめざして、都市機能を充実していくために、鉄道事業者等の民間事業者とさらなる連携を図ることが必要である。

施策内容への評価	施策自体は必要で効果的なものと判断されるが、この評価表でどれだけ進捗して いるのか、安全性と快適性が改善されたかを評価することは難しい。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	活動指標にある活動自身が協働であり、指標 に記載がないのは理解に苦しむ。
評価表の記入方法など についての評価	成果指標については安全性・快適性の水準を定点観測することが当面必要であり、駅前での事故件数や渋滞情況の指標を代理として採用した方がよいのではないか。
施策を構成する事務事 業についての意見	事務事業自体は問題はない。

駅前区域の歩行者等専用面積については、歩道面積だけでなく、民間再開発事業等によるな空地面積を含めたもので、安全性、快適性を示す指標として今後も活かしていきます。 鉄道駅におけるエレベーター、エスカレーターの設置駅数については、駅利用者の安全性、特性の向上を表す都市機能の充実として捉えており、今後もこの指標を採用していきたいと思いま事故件数や渋滞状況の指標の採用につきましては、その状況により流動的な数値であり、一に当事業の進捗により効果が上がるものではないと思われるので、指標として採用することは考おりません。 指標 ・成果指標については、今後、事業内容に合わせ、一部見直す検討を行います。 活動指標にある活動が協働であるとのご指摘ですが、この指標は、地域住民が主体となってるまちづくりを側面から誘導、支援を行った実績を示すものです。従って、所管課としては、協働等実現している事業ではないとの判断から、指標 の記載をしておりません。
---

#### 施策 5 道路交通体系の整備

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	都市計画道路を整備して幹線道路ネットワークを形成し、生活区域から通過交通を排除する。道路空間のパリアフリー化を進め、高齢者、身障者も安心、安全なまちづくりを行う。公共交通機関の整備、充実を図り、区民の移動を円滑にするとともに、自動車利用を抑制して環境負荷を低減する。道路幅員4m未満の、いわゆる2項道路の拡幅整備を進める。
当面の成果目標	荻窪駅南口の都市計画道路補助第131号線の1期整備を17年に完了する。荻窪駅南北アクセス路の整備を完了した。 バリアフリーの特定経路である補助第226号線の調査・設計を行った。整備完了は、19年度の予定。 小柴博士のノーベル賞受賞と杉並名誉区民を記念して「科学と自然の散歩道」を整備した。 「駅・まち一体改善事業」で下井草駅舎の橋上化、南北自由通路整備を行う。19年度竣工予定。

当面の成果目標の達 成状況	都市計画道路補助第131号線・補助第226号線の整備、JR荻窪駅・京王井の頭線久我山駅、西武新宿線下井草駅の南北アクセスなど当面の成果目標は順調に達成されている。南北バス「すぎ丸」のさ〈ら路線の開通、国有財産の移管は完了した。
政策への貢献度	良好な住環境を創るため、生活空間から通過交通を排除する「都市計画道路を骨格とする道路網の整備」が必要である。都市計画道路第2次事業化計画で整備の進んだ補助第131号線・補助第226号線に引き続き、第3次事業化計画を進めている。 区内に不足している南北方向の公共交通を確保するための南北バスは、順調に利用者を増やして区民の利便性を向上した。 狭あい道路の拡幅整備は、交通の安全、災害に強いまちづくりを進めている。
今後の施策の方向	◉ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	ガス、上下水道、電力、通信の企業および警察、消防、建設局等の関係省庁とは平素より友好で密接な協働を進めている。 自治会、商店会等の地元団体は、地域内の整備にあたり協力をお願いしている。 道路緑化・清掃など道路愛護の協働を進めていくことが今後の課題である。 土地家屋調査士等の区民の代理者との共同作業は、公共財産管理に欠かせない。 設計コンサルタントや建設業者への委託・請負等は今後も増加する見込みであるが、NPO等の新たなアウトソーシングのあり方も含めて契約の内容や方法の検討が必要である。
今後の施策のあり方	新たな行革に基づき、「道路整備・維持補修のあり方」を検討する。省資源・省エネルギーに努め、 効率的で地球にやさしいみちづくりを進める。 良好な住環境を創るため、バリアフリー化、無電柱 化、道路緑化を進める。 都市計画道路整備を進めるため、地域の合意形成に努める。

施策内容への評価	施策の内容は合理的なものであるが、区で実施している補助約 係が重要である。	泉と国道・都道との関
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 編	宿小 ○ 統廃合
協働等への評価	効率的な事業の実施には関係機関との調整が不可欠であり、 止めの減少など、協働による成果を示す指標で管理することも	
評価表の記入方法など についての評価	バリアフリー化の率を設けることや適正な維持補修が実施され 果指標に追加してはどうか。	ている割合などを成
施策を構成する事務事 業についての意見	南北バスの運行を交通体系の整備に含めるのはやや違和感が	がある。

対処方針	区が施行する補助線街路は、必ず国道・都道と連絡して道路網を構成する。今回の整備計画でできない部分については、次期計画に計上していく。 整備率を示すための目標値として、バリアフリー化の対象路線が特定できるか、道路の適正な維持補修が定量化できるか検討する。 杉並区に不足している南北方向の公共交通の整備は、重要な施策であり引き続き評価の対象としたい。
------	---

#### 施策 6 交通安全の推進

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	地域の特性に合わせた交通安全啓発活動を推進し、交通事故のない安全で快適なまちにする。 交通安全施設を整備・維持し、交通事故の防止を図る。 高齢者や子どもたちの交通安全意識を向上させ、誰もが安全に生活できるまちにする。 歩行者や運転者が正しい交通ルール・マナーを身につけることにより、交通事故の防止を図る。
当面の成果目標	交通事故による死傷者数を平成19年度に635人に減少 高齢者事故件数を平成19年度に401件に減少 小学校登下校時の交通事故児童数を平成19年度に7人に減少

当面の成果目標の達 成状況	人口10万人あたりの交通事故による死傷者については連続して減少を示しているが、高齢者事故件 数と、小学校登下校時の交通事故児童数については年度により増減が起きており、減少傾向を示す までに至っていない。
政策への貢献度	人口10万人あたりの交通事故による死傷者数、高齢者事故件数、小学校登下校時の交通事故児童 数とも、前年に比較して減少した。安全安心なまちを実現するためには、交通安全施策をより推進し てい〈必要がある。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	交通安全施設に関する事業においては、現行の企業・個人事業者に対する工事施工等の委託を現行の形態で実施継続していく。その際は、補修経費の減少や工事期間の短縮等に努めていく。 その他の補助・業務委託については、金額等の見直しやNPO・ボランティア団体との協働、地域住民のマンパワーの確保について検討していく。
今後の施策のあり方	交通安全の実現には、各警察署・関係機関の取組みによる部分が多いが、交通事故の減少は、区民の生命・財産を守る上での地域の重要課題である。今後は、警察・関係機関と区が連携する部分と、 それぞれが役割分担する部分を明確化していく必要がある。そして、今後も継続的に交通安全施策を 推進していく。

施策内容への評価	施策の成果は成果指標で見る限り改善しているが、目標値の達成に向けた進 としては今後相当の努力を必要とする。一層の事故原因の分析と対策が望ま る。	
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統原	合
協働等への評価	警察との関係及び住民の理解と行動が最も重要であり、警察との打合せや協安全施設や防犯等が整備され事故件数の減少につながったものがどの位かでらかにすることが協働推進の見地から肝要である。	
評価表の記入方法など についての評価	稼働率を日ベースでな〈修理を認識してから稼動するまでの時間を目標時間と 較するなどに変更してはどうか。	比比
施策を構成する事務事 業についての意見	通学安全指導業務委託箇所で事故は起こっていないものの、登下校で事故か 生しているということは安全指導の内容を改善する要があるかもしれない。	が発

対処方針	目標値の達成を目指して、今後、安全施設等の整備がされた後の事故状況について検証を行い、 今後の交通安全施策に反映させていく。
XJ~2/J#1	

#### 施策 7 自転車問題の解決

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	放置自転車がない、安全で快適なまちにする。 自転車利用者が、乗り方や駐車についてのルール、マナーを守る。 自動車の利用を控え、自転車を利用する。しかし、歩くことで用事が済む場合は、積極的に「歩く」こ とをすすめる。
当面の成果目標	駅周辺放置自転車の台数17年度末までに50%削減する(13年度9,023台に対して)。 自転車駐車場の利用率(平日)17年度末までに80%に引き上げる。 自転車駐車場の整備率17年度末までに95%にする(22年度の整備目標台数30,200台に対して)。

当面の成果目標の達 成状況	駅周辺放置自転車の台数17年度末までに50%削減し4,511台以下とする目標に対し、16年度は5,982台で33.7%まで削減し、サイクルアクションプログラムの16年度末目標値30%減を達成した。 自転車駐車場の利用率(平日)17年度末までに80%とする目標に対し、16年度は75.8%まで上昇した。 自転車駐車場の整備率17年度末までに95%とする目標に対し、16年度は25,975台(86.0%)まで達成した。これに鉄道事業者等の整備分を加えると27,371台(90.6%)となる。他に、自転車集積所の収容台数を、平成13年度の9,740台から16年度には12,118台(24.4%増)とし、かつ平成16年4月より保管期間を60日から30日へ短縮し、収容効率を高めた。
政策への貢献度	安全で良好な住環境を実現するためには、放置自転車があふれた駅周辺の状態を解消する必要が あるため、貢献度は高い。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	撤去・返還・処分については、街頭指導から撤去・返還までの一体委託をさらに進めていく。放置防止協力員との協働については、活動充実のため連絡会開催などの支援策を強化していく。有料制自転車駐車場運営では、地域団体との協働による運営方式の導入をはかっていく。また、商店街での民営駐輪場の誘導・支援策の充実をはかる。
今後の施策のあり方	21世紀は徒歩と自転車の時代と認識し、杉並区の自転車利用の現状を熟知したうえで、環境にやさしい杉並区をめざして、自動車の使用をできるかぎり抑制し、自転車を適正に利用することで、放置自転車のない安全で健康的な新しい都市交通環境を区民、事業者、区が協力してつくる。このため平成14年度に策定した杉並区サイクルアクションプログラムを着実に達成していく。

施策内容への評価	放置自転車の減少にむけて駐車場整備・運営と撤去指導が効果を挙げている。 もっとも、屋内駐車場は利用者便益の増大の側面もあるから、料金をどの程度徴 収するかを税負担との関係で議論する必要がある。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	委託を中心に協働化が進展している。積極的に自転車の通行を減らすには区民の 行動に依存しており、歩〈運動への理解が必要である。
評価表の記入方法など についての評価	自転車駐車場の収容可能台数と駅周辺への自転車乗り入れ台数の関係が明確に なるような整理が必要と思われる。
施策を構成する事務事 業についての意見	民営自転車駐車場との分担関係を明確化して全体の事業の効率化をめざすべき である。自転車乗り入れ自体の抑制事業も必要である。

対処方針	1 屋内駐車場の料金の見直しについて 利用料金は、屋根の有無・階数・駅からの距離により差を設けて定めている。現行の料金体系では、遠距離施設は二割減、屋根有り施設は二割五分増、2階は1階の一割減、等としている(実際の料金は百円単位)。自転車駐車場の利便性は、駅からの距離が最大の要因であり、屋根の有無による現状の料金格差は、利便性に照らして適正なものと考えている。 2 歩く運動のPR・自転車の乗入れ抑制について通勤・通学・買物の需要に対しては、充足するだけの施設が必要であり、現状ではなお不足している地域があり、実施計画に基づいた整備を進めていく。また民営補助を積極的に進めていく。自転車利用者への啓発としては、「放置自転車クリーンキャンペーン」により自転車の適正利用を呼びかけてゆく。また、有料制自転車駐車場の整備と放置自転車撤去により、現実的には抑制効果が生じていると考えられる。自転車乗り入れ自体の抑制に関しては、交通体系全体のなかで、なお研究が必要である。 3 収容可能台数と乗入れ台数の関係について今後は、施策評価表の指標・成果指標に「充足率=収容可能台数/乗入れ台数」(「収容可能台数」は有料制自転車駐車場、登録制置場、一時置場、無料置場の合計台数)を加える。各年度の数値は、平成14年度93.15% 平成15年度96.52% 平成16年度99.47%である。 4 民営自転車駐車場との役割分担について通勤通学の駐輪需要に対しては、主として公設施設の整備により対応し、補完的に民営施設促進を図っていく。買物客の駐輪需要については、集客施設の負担により対応すべきものと考えている。
	数値は、平成14年度93.15% 平成15年度96.52% 平成16年度99.47%である。 4 民営自転車駐車場との役割分担について

#### 施策 8 住宅施策の推進

(上位政策:政策1 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために)

施策目標	すべての区民が良質な住宅と良好な住環境のなかで、 ゆとりある住生活を主体的に営めるようにする。
当面の成果目標	1 区営住宅を良好なストックとして維持し活用するため「区営住宅ストック活用計画指針」に基づき、 計画的・効率的なストックの運用、更新を図る。 2 民間の既存住宅ストックの質の維持向上について普及啓発を図る。 3 誰もが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられるように、住宅の確保、居住の安定 を図る。

当面の成果目標の達 成状況	車いす住宅を併設した区営南荻窪四丁目アパートを16年9月から共用開始したほか、区営住宅の改善(エレベーター設置)、住宅困窮者への住宅提供など高齢者や障害者が暮らしやすい居住環境の整備を着実に進めた。
政策への貢献度	区民一人ひとりがゆとりある住生活を営めるように住宅施策を推進し、良質な住宅が確保されたことにより、良好な住環境の整備に貢献することができた。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	協働になじまない高齢者専用居室提供事業、居住安定支援事業等を除き、協働を進める。協働の相手方は、公営住宅の特殊性や公共性の観点から東京都住宅供給公社、杉並区小規模建設事業団体連絡会などを中心に限られることである。
	○都営住宅移管による区営住宅の確保に努め、区営住宅を良好なストックとして活用するため「区営住宅ストック活用計画指針」に基づき、計画的・効率的なストックの運用、更新を図る。また、民間の既存住宅ストックの質の維持向上について普及啓発を行う。 ○住宅に困窮する区民のために、公営住宅の供給や民間賃貸住宅における居住の安定を支援する施策を展開し、全ての区民が安心した暮らしを実現できる住宅施策を推進する。

施策内容への評価	良質な住宅環境の提供は必要であるが、住宅困窮者に対して適切に供給されているかの観点からの評価も必要である。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	都営住宅等との業務分担の実態や民間住宅の借り上げによる供給など種々の協 働形態が想定できるので、かかる取組に関する評価が必要である。
評価表の記入方法など についての評価	住宅困窮者のニーズをどの程度満たしているかの指標や高齢者の生活実態に関 するデータも必要である。
施策を構成する事務事 業についての意見	施策の目標と成果指標の関連付けからすると、活動指標に居住水準の向上に関 するものが少な〈事務事業として追加すべきものがあるかもしれない。

対処方針	・住宅困窮者の二・ズに関する指標や評価の必要性は理解しているが、杉並区という地域の二・ズや変化について把握するデ・タの収集が難しい。現在は、区営住宅等の応募状況や5年ごとに実施される住宅・土地利用調査による最低居住水準未満の世帯比率などを使用している。より適正な指標がないか検討いたしたい。・・現在行っている民間住宅の借上げ等の、協働形態について検討いたしたい。
------	---

### 政策 4 環境に負荷を与えない持続的な成長が 可能なまちをつくるために

政策目標	1 区民が空気のきれいな良好な環境の中で暮らせるようにする。 2 廃棄物が減量され、資源が循環して利用されるようにする。 3 持続可能な地域社会をつ〈るため、区民、事業者、区が、あらゆる局面で環境に配慮した行動 が自然にとれるようにする。
当面の成果目標	1 二酸化炭素の排出量について、2010年度までに1990年度比で2%削減する。 2 自動車等から発生する二酸化窒素(NO2)の濃度を0.03ppm程度に減少させる。 3 24年度、区民一人あたりのごみ量を現状と比較し40%減少させる。 4 24年度、リサイクル率を43%に高める。

当面の成果目標の達 成状況	1 二酸化炭素の排出量削減に向けては、区民・事業者への啓発に基づく自主的な取組みだけでなく、太陽光発電の補助事業等に取組んで行くことによって目標の達成を図る。 2 大気汚染測定数値は、ここ数年横ばい状態ではあるが、本格的にディーゼル車規制が実施されことにより、二酸化窒素(NO2)濃度の減少が期待できる。 3 資源回収、ペットボトル回収量の増加に伴い、家庭系のごみ量は経年的に減少し続けている。 4 15年度に比し、微増ではあるがリサイクル率が伸びている。また、従来の資源回収品目に加え、廃プラスチックの資源回収を開始したことで、今後は不燃ごみ量の減少が期待できる。
今後の政策目標の方	当該政策の方向性としては、国の環境白書にも謳われているとおり「人としくみ」づくりによる新時代を築く環境社会を構築していくものであるが、長期計画において目標値を設定している政策については(二酸化炭素の排出量削減、ごみの半減等)目標値に対する途中の達成状況を数値として確認する必要がある。
向と課題	目標値の達成状況の確認に基づき将来予測を実施し、必要であれば新たな施策の実施を検討する。

#### 【二次評価】

	1—4/41 IM1
二次評価部門の評価	京都議定書の発効に伴う地球環境への問題提起は、二十一世紀、人類にとって差し迫った課題である。「今まで通りで、何とかなる」という発想では、この危機は乗り越えられない。そのためには、個々の住民に対して環境問題に対する意識を啓発し、各事務事業に取り組んでいく必要がある。
	容り法によるりサイクルは1997年4月に始まり、市町村がごみを分別収集して再資源化できるものを専門の業者に委託しりサイクルを実施している。容り法はもともと施行から10年で見直すことが決まっており、中央環境審議会(環境省の諮問機関)と産業構造審議会(経産省の諮問機関)などが施行後の実情をもとに見直すべき範囲を検討してきた。17年6月までの審議で、各企業が容り協会だけでな〈自治体にも分別費用を支払うこと、プラスチックごみの1割を占めるレジ袋を有料化することなど新たな方針を決め、注目を集めている。法改正が実現すれば、負担額の副次的効果として企業が包装を簡略化したり、消費者がレジ袋の使用を控えることなどでリサイクルすべきごみの総量も減らせると期待している。
	16年度に実施した当該政策について職員及びコストの削減に取り組んだ結果、総事業費・職員数は着実にその削減効果をあげてきた。今後は、以上のような環境問題に対する今日的課題への対応にあわせた区民への情報提供を行い、適切な将来予測のもとに政策を進めていく必要がある。

#### 【外部評価】

政策内容への評価	本政策「環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために」は、「きれいな良好な環境の中で暮らせるようにする」や「廃棄物が減量され、資源が循環して利用されるようにする」といった抽象的な目標が掲げられているため、目標が如何に達成されているか評価しにくい。また、施策の中には「公害の防止」や「ごみの収集」等、行政が主導的役割を果たしてゆくべきものが含まれるものの、「環境配慮行動の推進」の大半の事業は協働型若しくは民間委託で推進してゆくべきだろう。
評価表の記入方法など についての評価	評価表の記入方法にばらつきが大きい。特に、予算執行率が著し〈低い場合にも、予算執行状況の欄で未達理由が明記されていないのは理解に苦しむ(特に「環境配慮行動の推進」施策)。
政策を構成する施策についての意見	区は、市民生活に一番密着した行政単位であり、運輸部門と民生部門のCO2排出削減において担える役割は大きい。特に環境政策は公害対策以降、自治体がリードしてきた分野でもあることから国に先駆けて積極的な温暖化対策を講じてゆくべきではないか。例えば、バイオマス等の自然エネルギーを推進する施策を本政策に含めることも検討に値するのではないか。

対処方針	区の環境基本計画において、 CO2削減 ごみ減量 有害化学物質低減 自然環境の保全、を4つの挑戦として掲げ、毎年、その達成状況を測定し公表している。外部評価で指摘された 環境配慮行動の事業は協働型または民間委託でとの指摘には足元からの行動が大切であり、その方向で政策を進める。 評価表で予算執行率が低い場合の未達理由について、今後明示していきたい。 CO2削減では、23区でも最も早く省エネ行動計画を策定する予定であり、区民・事業者と協働して進めたい。
------	--

#### 施策 16 環境施策の枠組みづくり

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	環境施策を円滑に推進するため、また、各施策を総合的に推進するための枠組みをつくり、区民・事業者・行政が協働することで、環境配慮行動を広く地域に定着させる。
当面の成果目標	・環境博覧会開催 平成18年度からは、実行委員会を委員の主導で行い、環境博覧会の企画・運営ができるよう進める。 ・環境審議会運営 平成16年度に清掃審議会と統合した環境清掃審議会では、環境清掃分野全般に対し適切な対応が できるよう運営していく。

当面の成果目標の達 成状況	・環境博覧会開催 アンケート調査などを基に、毎年企画の見直しを図るとともに、マンネリ化しないための新しい企画・ 運営に取組み、活気ある区民主体のイベントとしていくことにより、参加者数の増加を図る。 ・環境審議会運営 スマートすぎなみ計画により、清掃審議会との統合を行った。
政策への貢献度	・環境博覧会開催 生活スタイルの見直しなど環境配慮行動を実践する情報提供の場であって、より多くの参加者を得ることにより、地球規模の環境問題の解決や、循環型社会づくりにつながる。 ・環境審議会運営 区の環境行政に関し、区民等の意向を区政に反映させる場であり、施策の貢献度は極めて高い。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	・環境博覧会開催 平成18年度からは、区民・民間団体で構成される実行委員会を、実質的に区民主導で博覧会の企画・運営ができるよう進める。また、会場の変更、規模・内容の見直しなども検討する。
今後の施策のあり方	今後、環境施策の枠組みづくりをしていく上で、区民や環境団体等との協働は欠かせないものとなる。そのため、今まで以上に環境博覧会の運営や、審議会等への参加が求められるため、積極的に 推進していく必要がある。

施策内容への評価	本施策は「環境施策の枠組みづくり」ということで、博覧会の開催や環境ライブラリーの整備、審議会の運営等、中・長期的に取り組んでゆくべき施策であって、成果の出にくい(拠って評価しにくい)施策である。しかし、評価表の記述が曖昧で全体として説得力に欠く印象を拭えない。更に、事業によっては統廃合すべきものが含まれており、施策としては更なる効率化を目指すべきではないかと思われる。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	環境博覧会の開催にあたり、区民や関係団体、企業、そして行政が協働して取り組んでいる姿勢は評価できる。14年度以降、参加団体数も増加しており、環境問題に取り組む団体の意識向上に繋がっていると判断できる。一方、区民の参加率は16年度に当初目標の79%に留まる等、同事業が区民に十分浸透していないと思われる状況もある。これは、博覧会の企画・運営を民間主導へと移行した結果なのか、又はその他の事由によるものか、協働事業推進に向けて注意深〈分析する必要がある。
評価表の記入方法など についての評価	予算執行状況に関する説明が不十分だと思われる事業があることが気になる。例えば、事業#659「環境清掃部一般管理」は、16年度の事業費は計画に対して実施が約60%に留まっているものの、未達理由が「需用費が減少し、実績が見積もりに対して少なかった」との記述しか見られない。何がどう少なかったのか具体的理由が挙げられていない中で、17年度予算が16年度予算とほぼ同額なのは何故か納得しづらい(更に18年度予算が増減なしなのは何故なのか)。また、事業#670の「環境審議会運営」事業のように、具体的成果の見えにくい事業については「重要な課題を審議している」といった貢献度ではなく、どういった審議内容が政策に反映されているのか、より丁寧な説明が求められるのではないか。事業#689にいたっては、16年度予算執行率が0%の理由が説明されておらず、「多数の方のアクセスを受けている」といった記述では、評価する術がない。
施策を構成する事務事 業についての意見	事業#661「環境保全の推進」の活動内容は、環境白書の発行及びパネル貸し出し回数であるが、事業費は総事業費の6%に満たず、94%を人件費が占めている。パネル展示会の開催も3回に留まっており、このために常勤職員一人を置〈必要があるのか疑問である。この事業は、博覧会の開催事業等と統廃合することによって効率化を進めるべきではないか。また、事業#670「環境審議会運営」で年6回開催予定の審議会に1千600万円もの予算が必要になるのか疑問が残る。

対処方針	環境博覧会の開催にあたっては、今後も関係団体や企業との協働を推進していく とともに、より一層区民に対して周知を行っていく。また、その他指摘を受けた事務 事業については、内容を精査しより具体的な評価を行っていく。
------	---

### 施策 17 ごみの発生抑制及びリサイクルの推進

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	区民生活や事業活動を環境負荷の少ないものに変え、ごみの発生抑制、資源の再使用・リサイクル・ 適正処理などについて、一般廃棄物処理基本計画に基づき、区民・事業者・行政が連携して実施して いく。
当面の成果目標	平成15年3月に改定した一般廃棄物処理基本計画に掲げる家庭系ごみの40%削減をチャレンジ目標に掲げ、その具体的なプログラムである「ごみ半減プラン」を策定する。また、容器リサイクル法等の法令を睨みながらペットボトル回収拠点の増設などによるリサイクル率の向上や廃プラスチックのサーマルリサイクル等の検討など具体的なごみ減量を着実に推進する。

当面の成果目標の達 成状況	容器プラの回収がスタートし、課題の多いプラスチックのリサイクルの受け皿整備が進んできている。 今後、区内全域の回収に向けて、環境整備を進めていく。
政策への貢献度	不燃ごみの大半を占めるプラスチックのごみの減量施策が、16年度までのモデル事業での検討を経て、平成17年度からの、容器プラの回収開始で進み始めている。17年度は、リサイクル率が当面の目標である20%を超える見通しとなり、目標達成の基盤が整いつつある。 今後は、施策のコストダウンに向けた効率的な収集運搬、選別保管の仕組みづくりを進めていく。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	ごみ減量の大きな目標に向けて、できる限り「リサイクル貧乏」という状況を避けて、資源循環型のごみゼロ社会を築いていくためには、民間活力の活用がどうしても必要である。直営の埋立、焼却施設への依存を減らし、輸送の効率化などを図りながら、民間の力を活用したリサイクルを進めていく。また、リデュース、リユースについても、ごみの発生段階における協働の減量策として、効果的な具体策を見出していく。
今後の施策のあり方	ごみ減量のために、リサイクル率を向上させることにより、ペットボトル回収、びん・缶・古紙回収やプラスチック分別回収を進めていく。同時に過剰包装の抑制を目的とする杉並環境賞の設置検討などごみの発生自体を抑えていくように、区民・事業者と協働しながら、普及・啓発に努めていく必要がある。 また、排出者責任の徹底のため、レジ袋税や家庭ごみの有料化などの経済的誘導策を活用し、新たなごみの減量化を進めるための具体策を明らかにしていく。

施策内容への評価	昨今の環境問題への関心の高さや京都議定書の発効といった背景から、ごみの発生抑制及び、リサイクルの推進に対する区民の関心の高さが伺える。多くの事業で区民から様々な意見が寄せられ、事業実施に反映されている点は評価できる(一方、具体的評価としては、分別収集計画が改定される等、清掃事業を取り巻く環境が変化していることから、過去の実績と直接対比して評価することが困難な事業も複数含まれていた)。また、区民一人当たりの排出ごみ量が、着実に減少していることは評価に値する。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	本施策には、「ごみ半減プラン」実施にあたり区民に対する「啓発・啓蒙」を行う事業と、事業者へのごみ収集委託事業が含まれているが、前者についてはNPO等との協働化を推進してゆくべきである。例えば、事業#690「コンポスト容器及び家庭用生ごみ処理機購入費助成」や事業#691「リサイクルに向けた協働推進」、事業#694「ごみ減量運動の普及・広報」等については、現状以上にNPOと協働してゆくことによって区民の意識向上が期待できるのではないか。
評価表の記入方法など についての評価	事業によって詳細な記述があるものとないものが混在しているのが気になる。
施策を構成する事務事 業についての意見	

对処万針	ごみ半減プランの実現に向け、資源回収の環境整備や多様な資源回収手法の活用などに取り組み、資源回収事業をさらに加速させていく。 一方、普及啓発については、NPOに事業委託しており、講座・講習会の実施や生ごみ堆肥化相談など行っているが、アウトカム指標の把握が課題である。
------	--

#### 施策 18 環境配慮行動の推進

(上位政策:政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	地域における環境配慮行動を推進し、区民・事業者・行政のそれぞれが、日常生活や事業活動を環境の視点から見直すことができるようにするとともに、できるだけ環境に負荷を与えない行動を自然に実践できる地域づくりを図る。
当面の成果目標	地域における具体的な環境配慮行動実践のめやすとして、杉並区レジ袋削減推進協議会が設定するレジ袋削減目標(マイバッグ等持参率)である5年間で60%削減 - 15年:33%、16年:40%、17年:47%、18年:54%、19年:60% - に向けて取り組む。区民・事業者・行政が協働して環境配慮行動に取り組み、地球温暖化の原因である二酸化炭素排出量を、2010年度までに1990年度比2%の削減をめざす。

当面の成果目標の達 成状況	·ISO14001の推進 システム構築等に一定の経費を要することから、小規模事業者を主とする区の産業構造上取得支援 の検討が必要である。 ・レジ袋削減対策 区民等の意識に訴える手法には限界があり、今後の削減目標達成に向けての対応を図る必要がある。 ・杉並区全体の二酸化炭素排出量 目標達成に向けては、国等の施策と連携した区の総合的な施策の推進、区民・事業者の理解と取組 みが必要である。
政策への貢献度	レジ袋削減や省エネルギー行動は、誰でもすぐに実践できる具体的な環境配慮行動であり、環境カエルくらぶは環境配慮行動を地域に広げ根付かせていくための核となりうるものである。また、環境に係る学習機会の整備、環境情報の提供及び行政の率先行動(ISO14001)は、環境に関する区民・事業者の理解と関心を深め、取組みの契機として政策の推進に寄与するものである。多くの環境問題が、日常生活や事業活動から生じる環境への負荷に起因することを考えると、地域における環境配慮行動の推進は、政策実現に不可欠である。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	すぎなみ環境カエル〈らぶでは、組織基盤等について自立を図れるよう進めてい〈こととする。
今後の施策のあり方	区民・事業者による自主的な取組みに対する支援、学習機会の整備や学習意欲の喚起と情報の提供を行い、地域における具体的で継続的な環境配慮行動の一層の推進を図る。 レジ袋削減については、今後の削減目標とマイバッグ等持参の状況、レジ袋削減推進協議会における論議等を踏まえ、家庭ごみの有料化など廃棄物全体を対象とした施策との整合に留意しつつ、レジ袋の有料化・すぎなみ環境目的税の施行を含めた検討を行う必要がある。

AVI MENI IMA	
施策内容への評価	本施策である「環境配慮行動の推進」に含まれる事業の多くは統廃合し、また、NPO等に委託してゆくべきである。統廃合については下記「施策と構成する事務事業についての意見」に記述した通りである。その他、事業#662「環境学習の推進」、事業#663「すぎなみ環境カエルくらぶ活動支援」、事業#684及び#685「自然保護の啓発」、事業#686「すぎなみ環境情報館」等は、行政以上に民間が適した活動内容であることから、効率化を進める上でも、今後はNPO等に委託して行くべきである。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	上記に記した通り、区民への環境問題への啓発事業については、行政と協働しつつ、中・長期的には民間に委託してゆ〈方向で検討すべきである。施策評価表Iにある通り、事業#663「すぎなみ環境カエル〈らぶ活動支援」等を税金で支援する正統性は見当たらない。
評価表の記入方法など についての評価	予算執行率が低い場合には、予算執行状況や改革案の取り組み状況に関してき ちんと記述すべきではないか。
施策を構成する事務事 業についての意見	事業#115「すぎなみ環境目的税」は、レジ袋の使用を抑制するための包括的取組みとして、他の事業と統廃合するべきである。例えば、事業#138「レジ袋削減対策」や施策17にある事業#694「ごみ減量運動の普及・広報」のマイバック作成教室等の事業と統合して一括して推進するべきではないか。

対処方針	指摘のあった「行政以上に民間が適した活動内容」については、区民・NPO等との協働をこれまで以上に推進していく。またすぎなみ環境カエルくらぶへの支援については、これまでの実績を総括し、今後の成果への展望を見極めた上で、支援の仕方を適切に判断する。
------	--

施策 19 公害の防止 (上位政策: 政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	大気汚染や自動車交通騒音、工場などの事業場から発生する悪臭などの公害の防止を図ることにより、区民の生命、健康、財産等を守る。
当面の成果目標	大気測定を行っている測定室のうち、二酸化窒素を測定している4つの測定室では、ここに来て2年連続で大気環境基準を達成しており、この状態を維持していくものとする。また、浮遊粒子状物質を測定している3つの測定室のうち、大気環境基準を超過している2測定室について、1室を環境基準以内とする。 また、自動車交通騒音については、調査23地点中10地点では、夜間の時間帯における要請限度を超過しており、これらの地点の1~2割程度で1~2dBの減衰を目標とする。

当面の成果目標の達 成状況	二酸化窒素については、ここ2年連続して4測定室中4測定室とも大気環境基準を達成し、また、浮遊粒子状物質については、1測定室で環境基準を達成し、他の2測定室で年平均値が約1割低下してきており、当面の目標達成に近づいてきている。自動車交通騒音については、低騒音舗装や低公害車の普及促進、ロードプライシングなどの交通規制、緩衝緑地帯や緩衝建築物の誘導などの対策が講じられなければ、目標を達成することが当面は困難な状況である。
政策への貢献度	大気汚染や自動車交通騒音は、依然、深刻な状況であり、これらの公害を改善していくための基礎的 資料を得るための測定調査を実施している。また、区には、騒音や振動、悪臭等の苦情・相談が寄せ られているが、これらの問題を解決していくことによって、環境に負荷を与えない持続的な成長が可能 なまちの実現に直接的・間接的に貢献している。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	環境調査(大気監視機器の保守点検、自動車騒音の常時監視など)や公害啓発冊子の印刷などを業者委託している。今後とも調査等の事務のうち、可能な調査等を委託していく。
今後の施策のあり方	大気汚染や自動車交通騒音等の基礎的資料の収集と苦情・相談の受け付け・処理等の公害の防止施策は、環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちの実現に貢献しており、今後も継続していく。

施策内容への評価	各事業に寄せられる区民の声からは、公害や汚染に関する意識の高さがうかがえるが、河川の汚染や景観の悪化等、中には苦情処理という側面が強い内容も多い。評価表にある今後の事業のあり方については、「現実の苦情対応に追われており、専門的な技術を身につける時間が取りに〈〈なっている」「知識・経験を有する職員を育てると共に、場合によればそうした知識・経験を有する職員を採用する必要がある」といった意見が目立つことから、今後は政策レベルで専門性の高い職員の育成を検討してゆ〈べきではないか。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	本施策には、排出ガスや大気汚染、騒音振動、水質の測定といった調査事業が多数含まれており、公害の監視や苦情処理といった事業が中心なため、協働事業としては馴染まないものが多い。
評価表の記入方法など についての評価	特になし。
施策を構成する事務事 業についての意見	水質や大気汚染は目に見えに〈〈、長期にわたって定点観測してゆ〈必要があることから、本施策の事務事業については、継続させてゆ〈べきだと思われる。しかし、調査結果等については、小冊子等の印刷物に依存することな〈、随時ホームページ等で区民に対して情報提供していゆ〈ことが求められる。

対処方針	依然、騒音、振動、悪臭といった苦情が多く、これらの苦情対応を確実に進めていく。大気汚染や自動車騒音といった環境調査は今後も継続して行っていく。また、調査そのものは可能な限り民間に委託し、職員は結果の評価・解析ならびに区民への情報提供などの業務を行うこととする。なお、これら業務を専門に担う職員を、外部機関への研修参加も含め複数名育成し、技術・ノウハウを伝えていく仕組みをとっていく。調査結果等については、インターネットにより半期、又は四半期ごとに区民へ情報提供を行なえるよう態勢を整えていくこととする。
------	---

### 施策 20 ごみ排出の適正化及び収集サービスの向上

(上位政策: 政策4 環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために)

施策目標	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並 びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
当面の成果目標	ごみの分別の周知徹底(資源物の拡充)、ごみ収集・運搬の更なる効率化の推進、午前中収集の実現などの収集サービスの向上。

当面の成果目標の達 成状況	収集運搬ごみ量も、横ばい傾向ながらも年々減少を続けており、また、それに事業系の持ち込みごみ量をあわせたごみ処分量も減少化が進んでいる。今後、経済成長率の動向によっては、ごみ量が増加傾向に転じることも予測されるが、それ以上にリサイクルなどのごみ減量を進めなければならない。
政策への貢献度	ごみを迅速に、安定確実に処理することについては、平成17年度からの午前中収集の強化などにより、更に進めることができている。清掃事業の区移管以来、夜間収集や午前中収集の強化、また、障害者や独居の高齢者などに対する戸別収集など、多様なごみ収集サービスを進めながら、ごみ処理事業全体では、コストダウンを図ってきている。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	収集したごみの運搬については、雇上会社など民間会社を活用して行っているが、現在新規参入が行われておらず、民間の市場原理などのメリットを活かせていない。安全確実に清掃事業を行うことが前提であるが、新規参入による創意工夫なども取り入れていくことが事業の活性化やコストダウンにつながっていく。 特に、資源ごみの回収については、優れた区内民間事業者も育成しながら、さらなる段階的な委託化を進めていく。
今後の施策のあり方	区民に対して資源分別の徹底を図るとともに行政と区民との協働の原則による新たな関係を創造し、 ごみの減量・適正処理を進めていく必要がある。今後、ごみの排出の適正化と収集サービスの向上の ために午前中収集や家庭ごみの有料化、個別収集などを検討していくべきものと考えている

施策内容への評価	杉並区民一人当たりのごみ処理費用は全国平均を下回っており、ごみ処分量も減少傾向にあることから、施策が一定の成果を挙げていると判断できる。一方、民間業者との協働事業を推進してゆくことによって、更なる効率化が求められている(特に、40%減少の実現に向けて)。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	収集サービスについては、その事業規模からしても、民間業者との協働を積極的に推進することによって効率化を目指す必要がある。特に、18年度からは清掃事業が完全に移管されて収集・運搬作業を見直す余地が拡大することから、民と官の役割分担・棲み分けを再設定する機会にするべきである。
評価表の記入方法など についての評価	特になし。
施策を構成する事務事 業についての意見	18年度以降、各区から排出されるごみの処分量によって分担金が決まることになるため、区民の意識向上を図る工夫(必要に応じて新たな施策·事業の展開、他の施策他との連携)が求められる。

対処方針	「民間業者との協働を積極的に推進することにより事業の効率化を目指す必要がある」との指摘に対しては、資源回収を中心に収集運搬業務の委託化を徐々に進めているところである。しかし、17年度は、個別外部監査を実施した結果、作業の効率化や契約形態の改善による収集コストの削減について指摘がなされた。また、「清掃事業の特別区移管にあたっての関係事業者(雇上会社)に関わる覚書」の見直しについて関係者間による協議がなされ、資源及び粗大ごみに関しては各区による契約とすることができることとなった。これらを受け、18年度の収集業務については、廃プラスチックを除く資源回収業務を全面的に民間業者に委託し、作業の効率化とコストの削減とを図る。また、粗大ごみ等の運搬請負契約を東京二十三区清掃協議会を通さず区の独自契約として締結し、更に契約内容の改善を図ることとした。「区民の意識向上を図る工夫が求められる」との指摘に対しては、ごみ会議・すぎなみ環境賞・マイバッグキャンペーン等の普及啓発活動を実施し、区民意識の向上を図る。また、分別回収の品目や規模を拡大したり、集団回収への働きかけを行うなど、区民との協働のもとでリサイクルを推進することにより、ごみ減量やリサイクルに対する意識の向上を図る。
------	---

#### 政策 6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つため に

政策目標	·安心してゆとりある子育てができるように、子育てを地域や社会で支える仕組みをつくる。 ·次代を担う子どもたちが、豊かな人間性や自立性を持って、のびのびと健やかに育つ環境をつく る。
当面の成果目標	1、仕事と育児の両立を支援するため、増大、多様化する保育需要に対して、新たな認証保育所の開所やグループ保育の実施、延長保育実施園の増など、保育サービスの充実を行うとともに、保育園待機児の減少(保育園待機児童数19年度末目標値0人)及び利用者の満足度の向上を目指す。 2、安心して子育てのできる地域社会づくりに向け、「育児に対する不安・負担感」「児童虐待」など子どもと家庭に対する総合相談の実施や関係機関との連携による対応、ゆうキッズ(子育てサロン)の充実など乳幼児親子の居場所づくり等、子育てしやすい環境づくりを進め「子育てをとても楽しいと思う人の割合」を平成21年度までに60%にする。 3、区民やNPO等との協働を進め、創造的で活力のある児童館運営を目指すとともに、登録制などを実施し学童クラブの待機児数を17年度末までに0とする。 4、子どもたちが自主性をもってのびのびと活動できる場・機会の充実や、社会の一員であることを実感できるよう子どもの社会参画を進めるなどして、「自分が認められていると感じる子どもの割合」を21年度までに95%にする。

当面の成果目標の達 成状況	1、保育園の改築に伴う定員の拡大などにより、平成16年度中に入所定員を31人増やした結果、保育園待機児童数は前年度(16年4月1日現在)に比べ53人減少した(平成17年4月1日現在98人)。 2、平成15年度より始めたゆうキッズ(子育てサロン)の実施時間延長・実施日拡充(ゆうキッズプラス)を行う館を、16年度中はさらに4館増やし合計7館で実施するなどし、子育てが楽しい思う人の割合の増加を図った。 3、全学童クラブで登録制を導入した結果、学童クラブ待機児童数は0となった(平成17年4月1日現在)。 4、中高校生などが自主性をもってのびのびと活動できる場・機会の充実や、青少年行政に意見を述べるなど社会参加を推進するなどし、自分が認められていると感じる子どもの割合の増加を図った。
今後の政策目標の方 向と課題	「方向」 ○次代を担う子どもが健やかに成長し、子育て世代の親が子育てに夢や希望を持ち、安心して子どもを生み育てることのできる地域社会をつくるため、「杉並区子ども・子育て将来構想」及び「子ども・子育て行動計画」を推進していく。 ○多様な区民ニーズに対応し、効率的に質の高いサービスを継続して提供していくために、保育園や学童クラブの運営に民間活力等の導入を計画的に推進していく。また、地域の中で子どもたちが健やかに育つ環境を創出し、地域の子育て機能を高めていくため、さまざまな場面で、NPOをはじめ区民や地域社会との協働を進めていく。 ○児童福祉法の改正等に適切に対応できるよう、児童虐待等の予防・早期発見・相談支援体制の充実を図るとともに、「子ども子育て行動計画」を推進するため、児童担当部の組織を見直す。 「課題」 ○子ども子育て施策をより総合的に推進していくために、教育委員会など区の関係部門や関係機関及び地域社会との連携を一層強化していく必要がある。 ○質の高いサービスの提供を担保していくため、第三者評価制度の導入(区立保育園は導入済)及び評価結果を効果的に活用していく必要がある。

#### 【二次評価】

	- 17 7411 11 12
	区立保育園運営への指定管理者制度の導入や保育定員の見直し、認証保育所の拡充などにより、保育所の入所待機児数を減少させ、また、17年度から学童クラブ登録制を本格導入したことにより、学童クラブの待機児を解消するなど、一定の成果を上げることができた。
	今後、さらに効果的・効率的に区民の多様なニーズに応えていくためには、幼稚園や学校など の既存の社会資源の活用についても検討していくことが必要である。
二次評価部門の評価	また、子ども・子育て将来構想に掲げた「すべての子どもと大人でつ〈る新しい杉並」の実現に 向け、17年度に策定する「子ども・子育て行動計画」において計画化する事業を着実に推進してい 〈必要がある。特に、在宅で子育てをしている家庭の育児不安や負担感を軽減するため、ニーズ の高い「一時保育」の充実をはじめとした積極的な子育て支援策の充実が急務である。

これらの施策を推進するためには、サービスの担い手となる人材や事業の受け皿となる団体 等の存在が不可欠であり、関係機関等との連携や区民等との協働により、その育成に努めていく ことが必要である。

#### 【外部評価】

政策内容への評価	保育所の入所待機児童数の減少、学童クラブの待機児童の解消等 施策の実施により成果が現れていることは評価できる。政策では安心して子育てができる環境や社会の仕組みをつくることを中心にして、すでに子どもをもつ親への対策になっているが、杉並区の合計特殊出生率は0.75(H16年)と大変低いこと踏まえると、出生率を高めるための対策も検討要ではないか。
評価表の記入方法など についての評価	待機児童が0になることは大変望ましいことだが、それに伴う保育環境や学童保育の環境整備が十分であるかの裏づけとなる説明が不十分。保育士や学童クラブの指導者数が十分であるかどうか。など
政策を構成する施策に ついての意見	施策は主に子育て支援の内容に重点を置いていて、学童保育までの年齢の子 どもを対象にした内容が多い。小学校高学年以上から中学の子どもの育成サポートや成長を支援する積極的な施策が少ないのではないか。児童館や交流の場も設けてはいるが、あくまでも自発的にその場(施設)に来た子どもに対しての対策だけになっている。

対処方針	○結婚や出産という営みは、本来、本人の自由な意思と選択に委ねられるべきことですが、子どもを産み育てやすい環境をつくることにより、結果として少子化に歯止めをかけることができるものと考えています。そこで、区はすべての子育て家庭に対し、総合的な子育て支援策と子育てしやすい環境を整備するため、今般作成した「杉並区子ども・子育て行動計画」で計画化した事業を推進していきます。 ○18年度の評価表の記入にあたっては、保育園の第三者評価や学童クラブの保護者のアンケートなどの結果を踏まえた評価表の作成を心がけます。 ○ゆう杉並中・高校生運営委員会やユースプロジェクトすぎなみの活動など、中高校生を対象とした事業をより充実していく。また、青少年育成委員会等が地域で実施している事業に、子どもたちの参加が促進されるよう支援していく。さらに、「杉並区子ども・子育て行動計画」の計画事業である青少年自立応援プロジェクトを推進するなど、区全体の中高校生を対象の事業を実施するとともに、その情報等を積極的に発信していくため、キッズホームページの拡充を図っていく。
------	---

施策 24 保育の充実 (上位政策: 政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

施策目標	・保護者の就労の機会を確保するとともに、認可保育所・認可外保育施設等に在籍している乳幼児が、心身ともに健全に発達できる保育環境を確保する。 ・保育所入所を希望しても入所できない待機児を解消する。 ・延長保育ニーズに対応するため、延長保育実施園を拡大する。
当面の成果目標	・保育園待機児童を減少させる。 平成19年度末目標値 : 0人 ・延長保育実施園の割合を増加させる。 平成18年度末目標値 : 59% ・産休明け保育実施園を増加させる。 平成18年度末目標値 : 14園

当面の成果目標の達 成状況	今後については、公立保育園の改築時に新たに産休明け保育を実施し、あわせて公設民営化を推進する。また、私立認可保育所の整備や、認証保育所、グループ保育室等の拡充などにより民間活力を計画的に導入し、待機児童の解消と多様な保育サービスの提供を図る。
政策への貢献度	女性の社会進出の増加などに伴い、保育園への入所を望む保護者は年々増えている。杉並区を安心して子どもを生み育てられるまちにするためには「保育の充実」は欠かせない施策であり、政策への貢献度は大である。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	公設民営化や認証保育所の設置など民間活力の導入により協働を推進していくが、限られた期間・ 財政等の制約を保護者等に十分に理解してもらうことが課題。早期の説明と設計など初期段階から の参画を進めることにより理解を得られるようにする。また、保育サービスの担い手として人材育成を どのように進めていくかが課題。検討中の「保育サービスあり方検討部会」の最終報告を受けて、具 体化を図る。
今後の施策のあり方	限られた財源の下にあっても、待機児童の解消に向けて保育政策を推進していかなければならない。 今後においては、保護者がライフスタイルに合わせた保育サービスを選択できるよう、公設民営化による民間活力の導入を図りながら、産休明け保育、延長保育などの整備やサービスの質を確保する。また、認証保育所、グループ保育室など認可保育所以外の保育システムを整備する。個別外部監査報告を受けて設置された「保育サービスあり方検討部会」で、保育所利用世帯と家庭保育世帯のサービス利用上の均衡や利用者負担の公平性に留意しながら「全ての子育て家庭への支援」を視野に入れたサービスの整備を検討する。

施策内容への評価	政策の総事業費(19,949千円)の約6割(11,986千円)の予算をとっている施策である。厳しい社会経済環境において、今後さらに子育てと仕事の両立を望む保護者も多くなる傾向にある。保護者の事情に応じた(時間、曜日など)保育サービスの提供が求められるので、効果的かつ効率的な事業の展開を期待したい。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	限られた予算額での事業の拡充には協働等が不可欠である。 どのような協働になるか今後の検討事項となっているが、保護者がどのようなサービスを必要としているかを把握していく必要がある。
評価表の記入方法など についての評価	成果指標でH16年度の「保育園利用者の満足度」は70%と高いが目標値の設定がない。目標の設定が必要ではないか。
施策を構成する事務事 業についての意見	新規事業の「保育園委託・民営化」は今後も増設してい〈方向と思われる。昨年設立の公設民営化の保育園(高井戸保育園)の運営が今後のモデルになるので、経営の黒字化と利用者が満足する質の高いサービスの提供が求められる。委託化、民営化が多〈なれば質の高いサービスを維持するための仕組みとチェック機能が必要となるだろう。

対処方針	平成17年9月に「保育サービスあり方検討部会報告」が報告された。この検討の中で、就学前児童のいる家庭へのアンケート調査により保育ニーズの把握を行い、一時保育のニーズが高いことが確認された。このことから、子ども・子育て行動計画における一時保育(ひととき保育)との連携をとりながら一時保育の拡充を図るなど、共働き世帯への保育サービスの提供を行うとともに、家庭で子育てを行っている世帯をも視野に入れた施策を展開していく。また、公設民営化園の協働実施後の保育サービスの変化について検証を行い、今後の公設民営化などの協働分野の展開に生かして行く。満足度についての最終的な目標値の設定は難しいが、当面「前年度 + 5%」を目標にして向上を図っていく。
------	---

## 施策 26 地域子育て支援の充実 (上位政策: 政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

施策目標	子育ての心理的、肉体的、経済的な負担感を軽減させるために、関係機関が連携して子育てを支援 するとともに、子育てを地域で支える仕組みを充実させ、子育てを暖かく見守る地域の中で、親が楽し 〈子育てができ、子どもたちが伸びやかに健やかに育つようにする。
当面の成果目標	・子育てを楽しいと感じる割合を平成19年度までに95%にする。 ・虐待ケースのうち、関係機関や地域住民と連携し地域における見守り・支援が継続的に出来た割合を平成19年までに50%にする。 ・不登校の相談のうち、解決につながった件数の割合を平成19年度までに60%にする。

当面の成果目標の達 成状況	地域で子育ての悩みや、問題の解決を求めて、相談部門に相談し、何らかの子育て支援サービスを利用し、支援をうけた人は、緊急一時保育、産後支援ヘルパー、母子生活支援施設の入所数等実績をみても増加していることがわかる。 虐待対応や虐待予防のための事業も強化され、一定の成果を示している。 社会生活や社会環境が複雑化されている中で、ふれあい保育やファミリーサポート事業等も増加傾向にあり、在宅の支援サービスなど、より一層極め細かな対応やサービスが必要とされている。
政策への貢献度	上記の事業の成果は、地域での子育て支援を安定させるための事業としての貢献度は高い。 相談の掘り起こしも含め、虐待、不登校や養育困難などの深刻な相談の件数が年々増加している ため、関係機関の連携した支援を強化し、対応を進めている。 しかし、指標を見るだけでは、充分な結果となっていない。 よって、関係する主管課との協力体制を強化を図り、対応していく必要がある。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	虐待対策など区直轄でなければならないものは、拡充を図りながら実施していき、民間に委ねることで民間の/ウハウを活かすことができる事業や、子育て支援など地域全体で支えあって見守り、応援できるものは、積極的に地域等に委ねていく。
今後の施策のあり方	現在の社会状況の中では、これからも心理的・肉体的・経済的など、様々な養育困難の問題を抱える家庭が増えると予想される。子どもを持つすべての区民が安心して子育てを行なえるよう、区民と行政が一体となって、子育てを支える地域社会を形成しなければならない。 今後の施策においては、各種のサービスを効率よく提供できるよう、組織も含めて制度の見直しを図り、総合的な子育て支援対策を行うことが必要となってくる。 そのため、「子ども・子育て将来構想」の実現に向け策定する「子ども・子育て行動計画」に基づき、施策の推進に区をあげて取り組んでいく。

施策内容への評価	子どもが関 援は大変引 童育成手当 ント減であ	重要なが 当の助の	施策のひと 成対象者か	つで り 増加	5り、今後 し、事業	後の施策 費は約8	の方 %(2	向も拡え 262百万	充である 円)増で	ろう。 法さ であるが、	対正によ 、人件	り児童	手当·児
今後の施策の方向	◉ 拡充	C	)サービス埠	<b>台</b>	〇 改善	きの余地な	ìし	〇 効率	<b>ጆ化</b>	○縮	小	○紹	充廃合
協働等への評価	地域子育 実施が望ま		は多岐にな										
評価表の記入方法など についての評価	当面の成 16年にホ と検討が	パイント	を下げて	こいる									
施策を構成する事務事 業についての意見	ゆうキッジ における 制を検討	人件	貴比率84	·%)	事業の	の特性を							

対処方針	・「指標・成果指標」のポイントが下がっている理由は、解決件数等の伸び数よりも相談件数の伸び数が大幅に増加した結果であり、今後は、今年度設置された「杉並区要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関との連携を強化しながら解決を図っていきます。 ・ゆうキッズ事業は、子育てにおけるネットワーク機能や相談機能も備えている関係で、人件費率が高くなっていますが、今後はNPO等との協働も視野に入れ、事業の実施体制を検討していきます。
------	---

# 施策 27 障害児の援護の充実 (上位政策: 政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

	障害や発達につまずきのある子どもの発達を援助し、地域で共に育ちあえるようにする。 障害児の保護者が安心して子育てができるようにする。
当面の成果目標	急増する軽度発達障害児の相談に対応するため、こども発達センター登録人数が16年度の2割増でも対応できるように体制を整備する

当面の成果目標の達 成状況	予想されるこども発達センター利用希望児数の急増に対し、施設設備の有効活用や相談指導体制の 充実を図ることで対応する。
政策への貢献度	心身の発達に遅れやその心配のある子どもの発達を促し、保護者の養育を援助していくことは「子育 てを社会で支え子どもが健やかに育つために」に大いに貢献している。特に保育園による障害児受け 入れは統合環境をすすめ地域でともに暮らすための基盤づくりに寄与するものである。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	言語心理指導事業は、障害児に対することばや情緒面の発達を促すことを目的とした個別指導で、現在常勤2名、専門非常勤職員9名の体制で実施している。 区の障害児施策の中核であるセンターが実施している他の事業(関係機関との調整・通園事業・各種相談事業・就学相談判定等)と密接に関係しており、全体の調整が必要なことから、事業を他に委ねることは困難である。
今後の施策のあり方	軽度発達障害児に対する支援策を、関係機関と協力して総合的に展開していく。 たんぽぽ園に通園する低年齢児の次のステップとして、児童館ゆうキッズとの連携・支援を積極的 に行っていく。 保育園・幼稚園が障害児及び対応困難な児を受け入れやすいよう、巡回指導等を活用し支援して いく。 教育委員会との連携を深め、幼児期から学齢期にかけて一貫した支援体制を確立する。

施策内容への評価	支援を必要とする児童が増加傾向にあることから、その受け入れ体制を充実していくことが急務である。施策を実施し、成果目標が早期に達成することを期待したい。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	課題のなかで「調整が必要なことから、事業を他に委ねることは困難」とあるが、その現状のままにして良いのか疑問である。協働等を進めることで、施策の充実が早期に実現でき、効果・効率が図れるならば、前向きに検討すべきではないか。(例えば 縦割で機能している組織において、クロスファンクション的に調整をしやすい仕組みやシステムを導入するなど・・。)
評価表の記入方法など についての評価	「今後の施策のあり方」は、施策の方向性のみなので、そのために「何をするのか」 等の項目などが具体的に記載されていると分かりやすいのではないか。
施策を構成する事務事 業についての意見	特にありません。

対処方針	増加するセンター登録の障害児に適切に対応するため、18年度から発達障害者担当の職員を配置するほか、土曜日の相談にも応ずることができるよう相談員の増員を図るなど、体制の強化を図ることにしています。本施策を構成する療育相談・言語心理指導など障害児の特性に応じた処遇が重要な事業については、ただちに協働の手法を取り入れることは困難であるが、民間事業者・NPO等の動向など今後の情勢変化を見ながら、適切なあり方を検討していきたいと考えています。なお、障害児対応の環境整備にあたっては、16年度から産学官の協働で取り組んできた療育支援ソフトの開発をはじめとする民間との協働手法を、積極的に導入しています。評価表の記入にあたっては、具体的でわかりやすい記載に努めます。
------	--

# 施策 28 子どもの育成環境の整備 (上位政策: 政策6 子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために)

施策目標	育成環境を整備することにより、子どもの意見を尊重し、子ども自身の参画で児童館行事の企画立 案、実施ができるようにする。また、子どもの自主性、社会性、自立を育む。
当面の成果目標	・自分が認められていると感じる子どもの割合の向上。 ・学童クラブの待機児童数を0とする。

当面の成果目標の達 成状況	・学童クラブの待機児童を解消するため、登録制の本格実施を平成17年度からはじめた結果、待機 児童はなくなった。
政策への貢献度	・近年の社会情勢の変化などで、放課後の保育が困難な家庭が増え、さらに子どもを犯罪等から守り、学童クラブで育成することで、安全で安心な子育て環境の整備が図られた。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	・単独学童クラブは、平成18年4月より運営をNPO等の民間活力を導入した委託化に向けて準備をしている。 ・館内の学童クラブは、児童館の運営と合わせた委託ができるかの検討をする。
今後の施策のあり方	次世代を担う子どもたちのために「子ども・子育て将来構想」を策定し、将来構想に基づき、「すべての子どもと大人でつくる新しい杉並」を将来像とした「子ども・子育て行動計画」を推進し、すべての子どもを家庭や地域で支援し、子どもが健やかに育ち、また豊かに子育てができる環境を整えていくためには、地域社会の協働体制の強化が必要である。また、財政状況の厳しい中で、より効果的で効率的な施策の展開を図るため、NPO法人をはじめとする民間の活力を導入し、多様なプログラムの提供や柔軟な施設運営を実施する。

施策内容への評価	「施策目標」に対する「当面の成果目標」が連動してないのではないか。 「自分が認められていると感じる子どもの割合の向上」することが、なぜ「子どもの育成環境の整備」 によるものなのか、その説明がない。また、サーベイの方法も明記する必要がある。 子どもの自主性、社会性、自立を醸成するために、学童クラブではどのような対策をしているのか具体的な記載もあるとよい。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	すでにH18年4月から運営をNPO等へ委託化する動きがあるので、児童に負荷がからいようスムーズな業務委託の体制を準備し、業務の移行をしてほしい。
評価表の記入方法など についての評価	・政策への貢献度などで「子どもを犯罪等から守るためのシステムや対策、対応」 とあるが、具体的な内容の記載がな〈理解しがたい。学童クラブでの育成が、「安全で安心な子育て環境の整備」にどのように繋がるのか不明である。
施策を構成する事務事 業についての意見	青少年を対象とした事務事業があるが、参加した人数は895名/年 で区内の青 少年の0.5%である(H15年 168,158人) 事業が浸透し多くの青少年への情報提 供と参加を促すために、興味をもたせるような事業企画が必要ではないか。

対処方針	施策内容への評価について ご指摘のとおり、「施策目標」と「当面の成果目標」との関係が不明確なので、今後見直しの検討を行います。 協働等の評価について 平成18年4月からの学童クラブ委託については、平成18年1~3月の間を「引継ぎ期間」とし、区職員と法人職員との間で引継ぎを行い、円滑な移行を図ります。 評価表の記入方法などについての評価について ご指摘をふまえ、区民の皆さまにわかりやすい評価表となるよう、今後より一層表現の改善に努めてまいります。 施策を構成する事務事業についての意見について ご指摘の数値は、中高校生委員会の委員数でございますが、実際の委員会運営に即した場合、現状以上に委員数を増やすことは難しいと考えております。
------	---

# 政策 10 商店街の活性化のために

政策目標	地域に活力とにぎわいをもたらす、個性的で魅力ある商店街づくりに向けた積極的な取り組みを支援する。 商店街が地域に密着したきめ細かなサービスを提供することで、区民が買物などを通して集い、憩い、交流する場となり、 さらに地域経済の核となるような活性化された商店街とする。
当面の成果目標	多様化する消費者のニーズに対応し、身近な商店で満足できる買い物ができる商店街となるように商店会会員の意識改革や専門家の協力を得ながら活性化を支援する。また装飾灯の改修などハード面の整備も計画的に行うとともに、イベントや空き店舗対策など、個々の商店街にあった助成制度が効果的に活用できるようにする。このことにより、利用者の満足感を高め、地元の商店街への集客力のアップを図り活性化を支援する。

当面の成果目標の達 成状況	千客万来・アクティブ商店街事業を実施している商店会では、商店会会員の意識改革の契機となり、地域に根ざした活性化事業を実施する中で、魅力ある商店街として活力が取り戻されている。また、元気出せ商店街事業によるイベント事業も商店街のイメージアップや売上げの向上に一定の成果を上げている。他方、装飾灯の改修などハード面の助成事業は、商店街のイメージアップに繋がっている。
今後の政策目標の方 向と課題	厳しい経済状況や商店街を取り巻〈厳しい環境の中で、常時安定した集客と売上げのある活力ある商店街にするため、商店街の自主的な取り組みや実情を把握しながら各種補助金事業を、効率よ〈活用してい〈必要がある。平成17年4月1日に「杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例」が施行され、商店街の活性化に向け、商店会、事業者、区のそれぞれの責務が定められ、区民との協力の基に地域経済の発展と区民生活の向上のために商店街の活性化を図ることが定められた。こうした目的の達成のために、今後ますます、効果的な活性化事業を展開していくことが強〈求められている。

#### 【二次評価】

二次評価部門の評価	商店街は、地域の活性化や町の賑わいの醸成など、高齢化社会の進展に伴い、その役割は一層重要なものとなってきている。 近年の景気動向の中で、商店街によっては活性化のための空き店舗対策や集客事業など、積極的な動きも出てきている。 「杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例」の施行を踏まえ、今後は商店街の活性化に向けて、各種補助事業を効率的・総合的に展開しつつ、個店や商店会の主体的な取り組みを促し、費用対効果の向上を図っていく必要がある。
-----------	--

#### 【外部評価】

政策内容への評価	「杉並区商店街における商業等の活性化に関する条例」が本年施行され、商店街の活性化について、その主導的役割は商店会及び事業者が負い、区は協働して区民の協力を得て活性化施策を推進するという基本理念が定められた。この条例により、事業者、商店会、区の責務、区民の協力が明確に定められたことの意義は大きい。商店街の活性化は、一義的には個々の事業者の創意工夫による自らの事業の繁栄を図ることであり、区が行えることは情報の収集、提供等補助的な役割であることを充分踏まえて商店街活性化施策を推進して欲しい。
評価表の記入方法など についての評価	事業費の推移をみると、14年度196,027千円、15年度145,641千円、16年度 133,308千円と毎年大幅に減少している。減少原因の記述がないが、本政策の 施策は1つでありその相対性は重点と位置付けられていることとも関連して減少 原因の記述が欲しい。
政策を構成する施策に ついての意見	一政策一施策であるので、施策の方に記入。

対処方針	政策内容への評価について 条例の規定のとおり、国・都・商店会及び事業者と相互に連携を図りながら必要 な施策の推進に努めることが区の責務である。 評価表の記入方法などについての評価 アーケード・カラー舗装・装飾灯など、ハード面の補助事業について、年度により 実施する事業規模が大きく異なっていることが主な原因である。 具体的には、ハード整備や情報化事業などを対象としている「魅力ある商店街 づくり助成」については、14年度94,569千円、15年度4,604千円、16年度 6,586千円となっているが、14年度に大規模なアーケード事業があったため、 結果として数字が突出している。 また、「商店街装飾灯建設助成」も、14年度12,626千円、15年度1,733千 円、16年度4,971千円となっているなどばらつきがある。
------	--

# 施策 45 魅力ある商店街づくり (上位政策: 政策10 創造的で開かれた自治体経営

施策目標	商店会を活性化するために、ハード・ソフト両面から支援を行う。補助金も複数あるため、商店会の実情に合わせて効率よ〈補助金を支出する。必要に応じ、アドバイザー派遣制度などを活用し、商店会の相談に応じていく。
当面の成果目標	商店会を活性化するために、ハード・ソフト両面から支援を行う。補助金も複数あるため、商店会の実情に合わせて効率よ〈補助金を支出する。必要に応じ、アドバイザー派遣制度などを活用し、商店会の相談に応じていく。

当面の成果目標の達 成状況	様々な補助事業に、一定の申請件数があった。補助事業により成果を上げている商店街もあるが、 補助金事業終了後、その事業の効果が継続して商店街活性化に結びついているかが、明確に検証 しきれていない。
政策への貢献度	装飾灯の整備事業等のハード面での補助事業は、目に見えてイメージアップとなる事業であること、 千客万来・アクティブ商店街事業は、商店会が自ら考える意識改革の契機になっているなど、魅力あ る商店街づくりに一定の事業効果があがっている。イベント等の補助事業については、継続性に課題 が残るものの、有効に活用されることで魅力ある商店会づくりや活性化につながっていると考える。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	中小企業診断士等専門家の協力を得ながら、協働して魅力ある商店街づくりを進めていく。
今後の施策のあり方	複数の補助制度がある中、各々の商店街で必要とする実情や目的に合った補助事業に対し、補助金を効率よく支出することが、商店会活動の活性化につながると考える。アドバイザー派遣による専門家の意見・助言等を受ける制度などを有効に活用し、問題点を克服し、的確な補助金の執行により魅力ある商店街づくりをめざす。

施策内容への評価	補助事業により商店街活性化に結びついているかが検証しきれていないとの事であるが、施策目標は集客力及び売上の増加であるから、補助事業を行う商店街の補助前と補助後の売上比較等を行うことにより検証が可能と思われる。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	区による補助事業であり、補助の執行は行政が自ら行う必要があるため協働がし に〈い事業となっている。
評価表の記入方法など についての評価	成果指標に区内小売業売上高及び商店街空き店舗発生率を指標にしているが、 ほとんどの年度に実績値の記載がな〈、指標としての役割を果たしていない。
施策を構成する事務事 業についての意見	施策評価表 の事業費合計は133,308千円であるが、計画合計は226,014千円であり、計画に対する事業実施率は59%と低くなっている。事務事業評価表には予算執行状況欄があるが、当該欄に記載のない評価表がある。

	施策内容及び評価表の記入方法などの評価について ・指標については再検討が必要であるとは考えるが、単年度での行政による補助 事業の効果により商店街の魅力を引き上げたかどうかの判断は難しい。
対処方針	施策を構成する事務事業についての意見について ・補助金の事業については、商店街の自己負担が1/3あるため、事前調査は行っ ているがハード面での事業は計画どおりには進まないことが多く、結果として執行 率の低下につながっている。
	·整理番号144(「商店街装飾灯への助成」) 電気料等の助成については、毎年建 替え工事があり、助成対象本数が若干増減する。
	・整理番号147(「産業・観光まつり補助」)警察からの要望などにより、区としても 警備を増やすということが必要であると認識し助成額を増やした。

# 政策 13 魅力ある学校教育のために

政策目標	杉並区教育ビジョンに掲げる「よろこびやいたみがわかる人」「むずかしいと思うことでも向かってい〈人」「なぜだろう、どうしてなんだろうと考える人」「郷土を愛し、自分のまちに誇りをもてる人」を児童・生徒像として、すこやかさ、しなやかさ、強さをあわせもった「意欲と自信に支えられた信頼できる人」を育てるため、「教師(師範)を育成すること。」「自立と責任ある学校をつ〈ること。」「地域の教育力を高めること。」を柱に教育改革を推進し、魅力ある学校教育を実現する。
当面の成果目標	アクションプランに掲げる計画事業を実施・推進するとともに、教育ビジョン推進のための「(仮称)新教育改革アクションプラン」を策定する。 教職員研修や教育研究奨励、学力向上の調査・研究などを通じ教員の指導力を向上させ、「学習内容を理解している児童・生徒の割合」を19年度までに75%以上にする。 児童・生徒が通学したいと思うような「魅力ある学校」実現のために、政策下にある各施策、事業を推進し、19年度までに「学校生活がたのしい・充実していると感じる児童・生徒の割合」を80%以上に、公立学校在籍率を小90%、中70%以上までに上昇させる。 「体力診断テストで全国平均を100とした場合の杉並の数値」を19年度までに100以上とする。 災害につよい安全な学校を実現するため、耐震強化済校比率を19年度までに100%とする。

当面の成果目標の達 成状況	・「教育ビジョン」の推進計画である「(仮称)新教育改革アクションプラン」は、現在、策定に向け鋭意検討を重ねている。 ・「学習内容を理解している児童・生徒の割合」は今年度より実施した区の学力等調査での達成率(小中学校別教科別単純平均)で70.4%であった。今後「すぎなみ五つ星プラン」の目標のとおり19年度までに75%、22年度までに80%以上に向上させていく。・「学校生活がたのしい・充実していると感じる児童・生徒の割合」は78.6%であった。内訳は小81.7%、中74.6%であり、また「公立学校在籍率」でも小88.6%、中64.2%と中学校の数値が低い。今後は特に中学校に着目した政策推進が求められる。・「体力」は全国平均に比し、小97.4%、中97.9%と小学校・中学校ともに劣る数値となっている。普段の学校生活に溶け込んだ体力向上の方策を体力向上調査委員会の活動などで研究・実践していく。・・耐震強化済校比率は16年度段階で78%まで推進した。多額な経費がかかるため年次計画により順次推進しているが、関東直下型地震の発生が危惧される中で早急に100%とするため、計画を着実に推進していく。
今後の政策目標の方 向と課題	「杉並区教育ビジョン」に掲げる「杉並の目指す教育」を実現するため、今後策定する「(仮称)新教育改革アクションプラン」に基づき、「1 学力・体力の向上を図るとともに、豊かな人間性を育てる。」、「2 「学校力」の向上により、信頼される学校づくりを進める。」ことを目標に、魅力ある学校づくりを推進していく。とりわけ、低下傾向にある中学生の「公立学校在籍率」を向上させる対策に重点を置き、真に生徒や保護者が進学したいと望む学校教育について更に詳細な分析を行い、より課題を明確にした上で実現に向けた取り組みを推進する。

## 【二次評価】

-	
二次評価部門の評価	これまでも、平成16年3月に改定した「教育改革アクションプラン」に基づき、魅力ある学校教育、特色ある学校づくりに取り組んできた。その結果、多様な教育機会の提供や耐震強化対策などを着実に進めてきた。また、17年3月には杉並の目指す教育、教育改革の方針を示す「杉並区教育ビジョン」を策定し、学校は、教職員、保護者や地域など様々な力によって支えられているとの認識の下、「意欲と自身に支えられた信頼できる人」が育つ、信頼される学校づくりを進めることとした。しかし、成果指標である中学生の公立学校在籍率は年々低下しており、生徒や保護者の国立、私立中学校への志向が現れている。生徒や保護者の区立中学校への信頼を得るために、17年度に策定予定の教育ビジョンの行動計画である「(仮称)新教育改革アクションプラン」で魅力ある学校教育の実現を計画的に推進する。

## 【外部評価】

政策内容への評価	「魅力ある学校づくりを推進していく、とりわけて低下傾向にある中学生の公立学校在籍率を向上させる対策を重点に置く」ことが、杉並区役所の最重点政策目標になっているが、それはそれで首肯できるにしても、容易なことではない。公立学校在籍率の低下は全国的に生じている現象であり、その背景には人口学的要因、文化的要因、経済的要因など多くの潮流が影響している。よって、まず、70%目標の根拠を再確認し、その上で現在の実績値との乖離の要因を分析し、対策を戦略的に絞り込むことが必要である。
評価表の記入方法など についての評価	杉並区行政評価システムに、「チェックリスト」が用意されているのが特徴と理解している。その政策評価表には、チェック指標への言及がないのはおかしいと思う。(21や23が一番関係が深いはず) その代わりに、施策の成果指標が掲げられている。これは杉並区の行政評価システムのイレギュラーなのか、それともあちこちで生じていることなのか。このように施策の成果指標で政策の効果を見るということが多く見られるならが、政策ー施策ー事務事業の評価体系を組み立てなおす必要が出てくるのではないか。
政策を構成する施策に ついての意見	「豊かな学校教育づくり」を構成する事務事業を整理し、戦略的重点化を行う。 「児童・生徒の健康維持および安全の確保」を構成する事務事業では、給食事業等の いっそうの民営化をはかる。

	公立学校在籍率の目標値は、現時点での在籍率を考慮し、当面の成果目標として掲げた数値であるが、平成18年2月に策定した「杉並区教育ビジョン推進計画」に基づき、政策を構成している施策・事務事業が効果的に展開されるよう重点化を図りながら、目標値を達成すべく、魅力ある学校づくりに取り組んでいく。政策の核となる「施策53豊かな学校教育づくり」の事務事業の整理・重点化については、上記推進計画の体系等を勘案し、再構築等の検討を行っていく。学校給食については、協働等推進計画等に基づき、計画的に民営化を進めるとともに、あわせて食育の充実も図っていく。
--	---

# 施策 52 教育施策の執行体制の確保

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	「学校」は、教職員、保護者、地域などさまざまな力によって支えられ、成り立っている。この支える力を「学校が自ら持つ力」、「地域が支援する力」、「教育委員会の支援する力」の三つの力を「学校力」とし、この力を高めるために、教育委員会の執行体制の確保を図る。
当面の成果目標	「学校」は、教職員、保護者、地域などさまざまな力によって支えられ、成り立っている。この支える力を「学校が自ら持つ力」、「地域が支援する力」、「教育委員会の支援する力」の三つの力を「学校力」 とし、この力を高めるために、教育委員会の執行体制の確保を図る。

当面の成果目標の達 成状況	教育委員会の傍聴者数については、教育施策への関心の高さから16年度の目標値である6.0人を上回った。この傾向が持続すれば、19年度目標値の12人を上回ることが期待される。 教育委員会ホームページアクセス件数についても、 と同様に関心の高さから伸びを示している。 19年度の目標値20,000件を上回るアクセス件数が期待できる。 キッズISO国際認証取得者数は、希望者のみの取組みであるため成果件数に伸びが見られなかった。今後ともPRの充実や学校現場への理解を高め、全区立小学校の児童が入門編に取り組むことを推進し、その後の初級編取組み人数の増を図る。
政策への貢献度	教育行政に関する計画・立案、進捗状況の把握、施策の評価等を一元的に行う執行体制の確保は、 今後の教育改革を行ううえでも欠かすことはできない。 また、教育施策に関する情報発信を行うことで、地域、学校、保護者の関心を高め、魅力ある学校 教育の実現に大いに貢献している。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	教育計画推進に関しては、平成17年度に教育基本条例の制定に係る事項を検討するため、区民等が参加する懇談会の設置を予定している。「教育立区すぎなみ」を実現するため、区民との協働を推進していく。
今後の施策のあり方	教育委員会の地域開催や土日または夜間の開催、教育委員と区民との懇談、教育委員からの情報発信などにより、区民に身近な開かれた教育委員会を目指す。 教育ビジョンの実現に向けて、教育における地域内分権や教育特区の活用など、地域主権の立場で自主性を発揮し、全国に先駆けた教育改革を進める 教育ビジョンに基づき、新教育改革アクションブランを策定する。また、「教育立区推進本部」を軸に区長部局との連携を強め、「教育立区すぎなみ」のあり方を検討していく。

施策内容への評価	教育委員会という、伝統的には行政内部の会議に近かったものが、市民による教育についての議論と合意形成の場になることには、教育改革の象徴的な意味がある。昨年指摘した、住民参加の機会の拡大、住民からのホームページアクセスの分析などには、すでに前進が見られるが、今後は、教育委員会を舞台としてアクションプランに対する住民参加と計画の検討と、(将来は)計画目標の検証が行われていくことが望ましいと思う。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ● 統廃合
協働等への評価	教育委員会の運営、教育計画の策定、教育広報活動などからなる本施策そのものが、協働を内在しているものであるが、方向としては住民との協働を拡大する方向で進めていることを評価する。
評価表の記入方法など についての評価	昨年指摘した、住民からのホームページアクセスの分析などには、すでに取り組みの方向がみられるが、内容を分析して適切なコンテンツ情報に成果指標を設定する必要がある。 教育計画推進事業の成果指標で、いかに代理指標と入っても、新規・拡充アクションプラン事業 / アクションプラン事業は、説得力なし(事業増加がよいことか)。まだしも、予算化率とか決算化率のほうがわかりやすい。
施策を構成する事務事 業についての意見	教育委員会の運営事務事業と、教育ビジョンやアクションプランの策定事務事業との関係がわかりに〈い。それは、教育ビジョンやアクションプランを、従来の行政計画と位置づけるか、教育委員会の関与する公式参加型の計画とするかの違いである。

対処方針	平成18年2月に策定した「杉並区教育ビジョン推進計画」に基づき、地域との協働及び教育における地域内分権を推進していくため、「地区教育委員会」(学校の支援、学校を核とし地域の教育課題に取り組む組織)のモデル地区選定や「地域本部」(区立学校を支援するため学校単位で設置され活動する組織)等の支援を行うことにより、教育に支援を惜しまない地域社会づくりを着実に進めていく。施策を形成する各事務事業に適切な成果指標を設定することが難しい反面、その事務事業の有効性・効率性が分かりやすくなるよう、評価意見にある代理指標の設定等について、来年度の行政評価に向け、今後検討していきたい。
------	---

# 施策 53 豊かな学校教育づくり

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	区立小・中学校に通う児童・生徒が毎日の学校生活を楽しく過ごせるよう「学ぶ喜び」「遊ぶ喜び」「生きる喜び」に満ちた魅力ある豊かな学校づくりを推進し、創意工夫ある教育指導により児童・生徒の基礎的学力や学習意欲の向上等を図る。
当面の成果目標	・区の学力等調査の平均達成率(設定した目標を達成した児童・生徒の割合)を平成19年度までに75%とする。このために学力等調査により明らかとなった児童・生徒の学力や生活習慣などの課題に、効率よく、また的確に対応するため、教職員研修や教育研究奨励、学力向上調査委員会の活動等を充実し、教員・学校の指導力向上を図る。・学力の向上のみならず「総合的な学習の時間」や学校行事の充実、小中一貫教育などの新たなスタイルの教育の試行等を進め、公立学校の在籍率を平成19年度までに小学校90%、中学校70%までに、また、「学校生活が充実していると感じる児童・生徒の割合」を80%まで向上させる。

当面の成果目標の達 成状況	・成果指標1:平成16年度から区学力等調査を実施したため本年度からの数値であるため判断できないが、都が実施した「16年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果では都内全49区市小学生第11位、中学生第5位、23区中では小学生第8位、中学生第2位という好成績であった。これは少人数学習の機会充実や教員加配、教職員研修や研究奨励の事業等の成果であると考えている。・成果指標2:事業周知や各学校の積極的な情報提供等により、制度主旨の定着が年々図られてきている。・成果指標3:中学校で若干ながら数値が下がってきている。また、小学校についても横ばいで数値が上がってきていないことから、私立等の人気が伺える。今後、更に魅力ある学校づくりに向けた取り組みを行っていく。
	「魅力ある学校」を実現するためには、今後更に教員の指導力向上や教育活動の充実に努めていくことが必要である。加えて、従来、公立学校にはなかった新たな事業の展開も必要である。この点について、本施策はその根幹をなすものであり、上位政策の成果目標にも設定しているとおり、指標「公立学校在籍率」は学校の魅力が直接反映する指標であること、また、新たに本年度より指標化した「学校生活が充実していると感じる児童・生徒の割合」についても現在在籍している児童・生徒からの直接の声が指標化されていることからも、当然のことながら政策への貢献度は大きい。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	本施策を構成している事務事業中、「土曜日学校開設」、「理科指導者研修」、「ロボット杉並21」、「科学教室」、「外国人英語指導」などの事業は、事業そのものの協働が考えられるので、今後具体的な検討を踏まえて推進していく。また、「教職員研修」「学校課内外活動」など既に一部協働を実施している事業やその他の事業で未だ協働が実現していない事業についても、更に協働を推進していく。
今後の施策のあり方	本施策を構成している事務事業中、「土曜日学校開設」、「理科指導者研修」、「ロボット杉並21」、「科学教室」、「外国人英語指導」などの事業は、事業そのものの協働が考えられるので、今後具体的な検討を踏まえて推進していく。また、「教職員研修」「学校課内外活動」など既に一部協働を実施している事業やその他の事業で未だ協働が実現していない事業についても、更に協働を推進していく。

施策内容への評価	この施策は、地域住民のニーズと杉並区役所の戦略性に基づく多数の単独事業の群であり、区の教育政策の根幹を成すものである。成果指標の、学校希望制度申請者割合が上昇し、また、公立学校在籍率が下がっていることは、児童・生徒およびその父兄が、私立や国立を指向している表れである。そうした中で、たとえば在籍率(中学校)70%以上を設定したことの根拠の明確化と、目標との乖離の説明を求められる段階にいたっている。なぜならば、少子化の基調が続く中で、公立学校離れの傾向はなかなか変わりようがないからである。よって、70%目標を維持するならば、さらに戦略性をたかめ、事業の絞込みと重点化が必要である。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	公立学校の在籍率を上げることと、協働を促進することの関係を解明する必要がある。なぜならば、児童・生徒の学力をあげたいという父兄の希望と、市民パワーによる手作り英語や理科の授業が生み出す成果が一致するとは限らないからである。あるいは、市民パワーの授業こそ杉並区の個性であり、それが未来の地域づくりであるという目標をたてるならば、公立学校在籍率の低下を容認するということもありうる。今日の学校教育をめぐる価値観の多様化は、それほど大きな社会的背景から生じているのである。
評価表の記入方法など についての評価	「重点事業」「費用対効果の高い事業」「見直すべき事業」の3区分は、重複する場合はその旨を説明する必要がある。
施策を構成する事務事 業についての意見	これだけ多くの事務事業を含んだ施策となると、施策評価の成果指標が、おおくの事務事業の成果指標を集約したものであることを証明することは難しい。しかし、事務事業の成果指標と施策の成果指標との関連をつねに意識しておく必要がある。 先に述べたように、成果指標の公立学校在籍率の維持向上を重視し、この施策の戦略性をもっと高めねばならないという判断をもった場合、これらの多くの事業の再編成と拡充ということがありうる。 なお、施策に関する区民アンケートでは、公立学校在籍率目標70%についても聞いていただきたかった。

公立学校在籍率の目標値は、現時点での在籍率を考慮し、当面の成果目標として 掲げた数値である。本施策を構成する事務事業の整理・重点化については、平成 18年2月に策定した「杉並区教育ビジョン推進計画」の体系等を勘案し、再構築の 対処方針 検討を行っていく。 協働等については、教育委員会として、地域に開かれ、地域に根ざした学校づくり を進め、地域の教育力の向上を図ることを目指していることから、今後も連携・協働 を推進していく。
---

# 施策 54 児童・生徒の健康維持及び安全の確保

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	区立小・中学校、幼稚園等の児童・生徒及び幼児の健康に留意し、衛生環境を整え、教育施設、教育 用具等の安全性について万全を期すことで、充実した学習活動と楽し〈安全な学校生活を送ることが できる。
当面の成果目標	・健康診断等を実施することにより、疾病の早期発見、予防、また健康状態の改善に役立てる。一人あたりの疾病件数を前年度比減とすることを目標とする。 ・教室などで教育を受ける施設の環境測定を通じて、適切な状態を保つ。校内で発生する事故について、0件を目標とするとともに、前年度の件数の10%を減少させる。 ・体力診断テストにおいて、全国平均(100)以上を目標とする。

当面の成果目標の達 成状況	体力診断テストでは、全体的に年々全国平均を下回っている状況であるが、分野別、男女別で見ると全国平均を上回っているものもある。数値は、あくまでも一つの目安であるため、今後も体力測定の安全な実施が望まれる。 疾病数・事故件数についても、児童・生徒及び幼児の活発な行動を尊重しながら、重大な疾病や重大な事故につながらないかを見極めることが重要である。そのため、各種の健康診断や調査等を実施しながら予防や改善に努めて、学校内の教育指導だけでなく、各家庭でも生活習慣についての関心と指導は欠かせないものである。
政策への貢献度	各種健康診断・環境衛生に関する検査等及び安全でおいしい学校給食によって、児童・生徒及び幼児が健康で楽しく、安全な学校生活を送ることができる。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	
今後の施策のあり方	児童・生徒の健康や食生活を取り巻〈社会状況が変化する中で、その健康維持と安全性の確保は、 常に重要な課題である。予防と改善を念頭に置きながら、学校保健委員会の活性化、健康教育、食 教育等を担当の連携をより深めながら充実させて成果の向上を目指していく。

施策内容への評価	一般に杉並区のような都会では、健康情報、医療情報も多いし、医療機関も多いので,児童・生徒の健康のための条件には恵まれている。また、都会の家庭の所得水準や家族意識も全国とは異なるので、たとえば、児童・生徒の体位や体力に現れてくる。 その結果が杉並区の児童・生徒の体位の全国平均以下ということは、都会の児童・生徒にとっての健康とは何か、という疑問をなげかける。都会固有の健康とはなにか、不健康な要素は何かなどを特定しないと、この施策の評価はやりにくい。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	学校給食関連ではまだ事業費の規模が大き〈、民間企業等の技術・衛生水準も上がってきているので、委託化を進める余地がある。成果指標による目標値との乖離もまだ大きい。
評価表の記入方法など についての評価	体力診断が全国平均を下回っているので、これを上回ることを目標にするということは首肯できますが、同時に都会の児童・生徒の健康状態は、全国平均では測れない独自の要素もあるということを評価に取り込む必要がある。 施策レベルの活動指標として「水質検査」を使うのはいかがかと思う。昨年も指摘したことで、変更を検討中とのことですが、いずれにしても採用した指標の施策目的への意味づけが明らかになる必要がある。
施策を構成する事務事 業についての意見	この施策を構成する事務事業の中で、一番経費のかかるのは学校給食関連事業です。給食の調理業務が、児童生徒の健康と安全に貢献していることはあるにしても、民間委託に勝っているとはかぎらない。コストの差を相殺してあまるほどの意義を説明できるかである。

対処方針	体力診断は、都会の児童・生徒の健康状態を測るという要素を取り込んで東京都平均との比較を行う。 「水質検査」は施策レベルの活動指標から削除します。学校環境衛生は良好なことが求められているため、他の検査結果の数値も良好な水準で大きな変化は期待できないため、代わりの指標は設定しません。 施策を構成する事務事業のうち学校給食の充実については、毎年度給食業務の委託を進め、削減された経費の一部で食器、器具、配膳器具を充実し、バラエティーに富んだ献立に対応できるようにして児童生徒や保護者に喜ばれている。
------	---

# 施策 55 **教育施設の整備・充実** (上位政策: 政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	校舎の改築・補強・改修等の施設整備を行い、良好な教育環境の維持・向上を図る。
当面の成果目標	・平成17年度までに、補強可能な校舎を全て耐震補強する。 ・補強困難や老朽化した校舎の改築を進める ・余裕教室の活用数の増加を図る。

当面の成果目標の達 成状況	現在は着実に計画数値を達成しつつある。施策の性質上、確実に実績を積み重ねることが必要であり、今後も目標に向けて施設整備を行う。
政策への貢献度	良好な教育環境の維持・向上を図ることにより、より安全で魅力ある学校教育づくりに貢献している。 耐震性能の向上により地域の防災拠点としての役割を担うことができ、地域に開かれた学校としても 着実に成果をあげている。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ● 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	施設の改築・補強・改修にあたっては、施設設備の専門知識を有する民間企業の協力を得ながら、請 負や委託という形態で協力していく。
	耐震補強事業が平成17年度に完了予定であり、今後は校舎の老朽度や学校適正配置の動向を見極めながら、効果的・効率的な改築・改修計画を策定していく必要がある。余裕教室の活用は、今後も条件の整ったものから順次整備していく。

施策内容への評価	事業費のうち校舎の耐震補強工事費が大きいと思われるが、この事業費は入札制度の改革によって効率化の余地がある。 耐震工事に当たっては、地元住民との協議の場をもうけるなどは重要である。改築の希望があるなら、費用負担を含めて住民協議の議題とすべきである。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ● 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	大規模工事であるから、委託によることが多くなるのは避けられないが、PFIの可能性も検討すべきである。
評価表の記入方法など についての評価	教室修理数も余裕教室活用数(累計)もいずれも活動指標ではないのか。成果指標は活用教室への参加数ではないか。このような考え方は、学校の耐震強化と余裕教室の修繕とは意味が異なって理解するからである。 つまり耐震強化はそれ自体が目標であるが、余裕教室の修理はそれ自体が目的ではないということ。
施策を構成する事務事 業についての意見	上記のような場合にはその事務事業は、同一施策に分類できな〈なる。

・施策内容への評価について、入札制度の改革は本事業に係わらず区全般にわたることであり、引き続き検討を行う必要がある。改築希望を巡る住民協議については、今後の財政負担を考慮すると補強で対処できるものについては、補強を優先したい。 ・協働等への評価について、PFIの可能性検討については既に検討を行い、学校の単独建替えについてはメリットが少ないと判断している。 ・施策を構成する事務事業についての意見は、指摘のとおりであり改善する。
--

# 施策 56 学校教育の環境整備

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	区立小・中学校、幼稚園の学校施設及び教育設備の充実や適切な維持管理により良好な教育環境を整え、心身ともに健康で人間性豊かな児童・生徒及び幼児を育てる。 さらに教職員について、教育指導等の研究や研修に要する教育センター・研修所の維持管理や福利 厚生の充実等を通して、直接教育にかかわる職員としてふさわしい健康で意欲ある人材の育成を図る。
当面の成果目標	充実した良好な教育環境の中で、児童・生徒及び幼児が心身ともに健康な状態で、楽しい学校生活をおくることができる。 また、直接教育にかかわる教職員も、適切な教育設備のなかで意欲的な教育活動ができる。

当面の成果目標の達 成状況	学校施設が存続する間は、児童・生徒及び幼児の人数に関係な〈施設の整備をしていかなければならないものが、数多〈ある。財政の厳しい中、整備すべき項目を十分精査した上で、効果的な環境整備を実施していかなければならない状況にある。 教職員の研修受講の環境を整備することで、能力向上のための研修機会を拡大し、併せて、教職員の健康診断の受診率向上を通して、健康で能力のある教職員育成を図っている。
政策への貢献度	充実した学校施設と教育設備を整えることで、楽しい学校生活を実現することができる。 また、教職員の置かれている環境を整えることで、心身ともに健康な状態で職務を遂行できる。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	施策全体でみると、概ね、協働等は実現している。けれども、事務事業によっては、十分ではないもの もある。それらの事業については、今後、さらに協働等を推進していく。
今後の施策のあり方	財政の厳しい中で、引き続き整備していくべき項目を十分精査し、効率よく教育環境の整備を図って いく。

施策内容への評価	学校施設を維持し、教員の生活と能力を維持向上し、児童・生徒の学習資材を確保するなど、学校の教育環境を維持するという学校教育の中核をなす施策であるが、子供数の減少傾向の中にあって、施策としては拡充するということにはならない。効率化を図りながら、質の向上を図るという施策であろう。 教職員互助会助成や被服貸与などは、フリンジベニフィットとして社会的妥当性を問われる要素がある。 施設整備、維持管理、情報教育などの分野では、市民による協力を得て進める可能性を追求すべき。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	教材購入や健康診断などの分野では、協働の余地は少ないが、施設整備、維持管理、情報教育などの分野では、市民による協力を得て進める可能性を追求すべき。
評価表の記入方法など についての評価	この施策を構成する事務事業の種類が多くまた予算規模が大きいのであるから、 活動指標や成果指標はもうすこし細分化したほうがわかりやすくなる。たとえば、学 習内容充実とか、施設の維持管理ではどんな活動(アウトプット)なのか想像できない。
施策を構成する事務事 業についての意見	教員対象関係の事務事業と、児童生徒対象関係の事務事業をわけて2つを施策にすることを検討されたい。(両者は性格がことなる事務事業である) この分野の事務事業(たとえば学校施設整備・維持管理)において、協働をすすめることは、委託事業という範疇をこえて、父兄による学校施設の建設や維持管理を展望するものである。日本ではまだ少ないかもしれないが、米国の学校ではこのような協働もあるので、検討されたい。

対処方針	効率化を図りながら質の向上を図るという観点から、包括的外部委託の検討の結果、2校で用務業務等の委託について平成18年度から実施するとともに、学校ITの推進でNPOの活用により、学校ホームページの充実支援を行っていく。
------	--

# 施策 57 多様な教育機会の提供

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	障害がある等により何らかの支援を必要とする児童・生徒・幼児に対して、個々の実態や必要性に即 した適切な教育機会を提供する。
当面の成果目標	養護学校や心身障害学級、健康学園、適応指導教室を運営することなどにより、個々の児童・生徒・幼児の実態や必要性に即した教育的支援を行う。

当面の成果目標の達 成状況	心障学級、養護学校の在籍児童・生徒数は、徐々に増えている。障害の重度重複化や多様化に伴い、個々に応じた適切な教育が求められており、特に児童・生徒の安全管理に従事する介助員を増員して欲しいという要望が多いため、17年度からは通常学級介助員の増員や肢体不自由等でプールの授業に危険を伴う児童生徒に介助者を配置するなどの対応を行うこととした。 不登校対策として適応指導教室やふれあいフレンドなどの事業を実施したことにより、不登校児童・生徒の減少の成果がでている。
政策への貢献度	小・中学校心身障害学級、養護学校、健康学園や適応指導教室を運営し、小・中学校や幼稚園に介助員を配置することなどにより、児童生徒の特別な教育的ニーズに対応した多様な教育機会を提供し、魅力ある学校教育の実現のために大き〈貢献している。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	児童生徒の障害に特化した介助支援団体(NPO・ボランティア団体等)があれば、介助の委託が行える。しかし、現状ではまだ委託による経費節減の行える状況にはない。17年度から、通常学級に在籍する児童生徒を対象に介助員ボランティア制度を創設し、学生や区民に協力を求めていく。
今後の施策のあり方	児童生徒の特別な教育的ニーズを把握し必要な教育的支援を行うためには、特別支援教育へ転換してからも就学指導の在り方を改善することや、乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談支援体制の整備が必要とされている。学級の新設、施設・設備、指導体制及び安全上の配慮等での一層の充実を図る。 また、障害幼児の受入に関する環境を整備し、障害児に対する幼児教育を充実させる。 17年度より不登校児童生徒に対する複数の事業が指導室から済美教育センターへ事務移管されたことに伴い、事業の一体的運営とともにセンター的な機能を発揮することが求められている。 健康学園は、虚弱児童の教育施設としては廃止の方向とし、廃止後の教育施設としての活用方策を改めて検討し、18年度に方針を決定し、見直しを図る。 スターオフィスの電子メール機能を活用し、事務の簡素化、効率化に努める。

「ハルロトロー」	
施策内容への評価	社会的ハンディキャップを負った児童・生徒を受け入れて、必要なサービスを提供するという点では、行政責任を明確にしやすい事業である。しかしながら、健康学園のように民間サービスや社会技術の発展により、代替可能になるケースかどうか、障害の発現頻度が低く区レベルで実施することが、合理性にかなうなうかどうか、基礎自治体の力量の向上を目指してすすんで担うべきか否か、NPOによる協働の可能性に広がりを考えると、区が実施したほうがよいかどうかなど、複合的基準で、施策内容を評価せざるを得ない。その意味では本件は、施策評価ではなく事務事業評価を行っているのと同じである。現在の施策としての〈〈りが成り立つのかどうか検討を要する。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	行政責任を明確にできる事業であれば、協働を無理に追求する必要はない。
評価表の記入方法など についての評価	57心障学級運営等の指標で、成果指標に使われている児童・生徒数などは活動指標ではないか。これは、本施策の目的をなんと考えるかに依存している。つまり、児童・生徒を収容すること自体を目的とするならば、児童・生徒数が成果指標となる。しかし、児童生徒に教育支援を行うことにより、児童生徒の心身の健全な発達と家庭への復帰や父兄の生活の負担軽減などにあるならば、成果指標は異なって〈るはず。
施策を構成する事務事 業についての意見	行政責任を明確にしやすければし易いほど、NPO等との協働は不要になる。NPOの協働をし易いところは、実は行政責任があいまいとなる、という関係にあることを忘れてはならい。したがって、今後の施策の編成の仕方として、行政責任を主とした施策の〈〈りというやり方もある。

対処方針	障害がある児童・生徒が増えつつある中で、社会的・身体的にハンディキャップのあるものへの支援は、義務教育において行政が責任を果たすべきものである。(しかし、実施主体から指導監督へ、責任の転換が図れるか検討し、民間学校との連携や都教育委員会との役割の再確認により、今後の経営向上へ向けた方向性を模索したい。)更に成果指標を検討し、今後協働できる分野の分析を行い事務の効率を図っていく。
------	--

# 施策 58 就学のための経済的支援

(上位政策:政策13 魅力ある学校教育のために)

施策目標	補助金の交付、 奨学金の貸付等により保護者の経済的負担を軽減し、 児童・生徒・園児の就園・就学率を高める。
当面の成果目標	経済的に低成長の時代環境のもとで、補助金の認定者数は増加している。その一方で、これまで増加していた奨学金の貸付件数は微減した。当該施策全体としては、依然として期待や需要は高まっていて、対象者の増加傾向は続いている。本施策を実施することにより、保護者の経済的負担を軽減し、児童・生徒・園児の保護者が経済的な理由で就学・就園を諦めることがないよう支援する。

当面の成果目標の達 成状況	経済的理由によって就学困難と認定された小・中学校の児童生徒の保護者(全児童生徒数の22%)に対し、学用品、給食費、移動教室費等の就学援助金を年5回程度に分けて交付した。 私立幼稚園保護者補助金の認定率は15年度まで上昇が続いていたが、16年度は前年度とほぼ同様の61%になっている。 小・中学校の心身障害学級在籍全児童生徒保護者の65%対し、就学奨励費を交付した。 奨学資金の償還率は年々減少していたが、16年度は前年度に比べ2%(43.2%)上昇させることができた。
政策への貢献度	経済的な各種援助により、子どもたちが教育費に対する経済的不安を感じることなく、安心して学校生活を送ることが可能となり、魅力ある学校教育を推進するために貢献している。 ただし、私立幼稚園等保護者補助金については、高額所得者への補助金支給が就園意欲の向上にどの程度寄与しているのか、疑問な面がある。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	
今後の施策のあり方	当該施策の制度や補助金額等の見直しについては、限られた財源をより適切に交付するため、国、都、各区の状況や区財政及び他制度の動向を踏まえながら行う。特に、私立幼稚園等に係る補助制度については、幼児教育施策全体を取り巻〈環境(幼保一元化・三位一体改革・区立幼稚園のあり方検討・特別支援教育の推進・バウチャー制度導入検討等)が著し〈動いている中で、時宜を見極めながら、より適切に補助金を配分する制度を構築する。また、これまでに引き続きOA化を推進し、事務の簡素化、効率化に努める。奨学金は貸付者が減少したが、一方で償還率を上昇することができたため、引き続き、口座振替の勧奨や組織的な督促の取り組みを行い、償還率の向上に努める。

施策内容への評価	児童生徒の教育にかかる保護者の経済的負担を軽減するという点では、共通の目的を持った事務事業群の施策であるが、歴史的経緯があって今日まで続いている事業があり、また経済的負担の軽減という点では、ほかの施策(たとえば保育事業そのものが持つ低所得者の負担軽減措置)との重複もあり、施策としての評価というよりも事務事業としての評価をするしかないのが現状である。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	補助金の交付という事業の性格上、協働にはなじまない。ただし細かなことで見るならば、将来、認定事務は行政が行い、交付の事務作業は民間企業やNPOに委託するという協働はありうる。
評価表の記入方法など についての評価	本施策が事務事業の群であるということは、評価表の表現にそのまま現れている。 つまり、施策を評価するのも事務事業の評価指標の抽出だということである。本来 は、施策レベルの評価指標が設定されそこに、事務事業レベルの評価指標との因 果関係がロジカルにわかるというものが望ましい。今後の研究課題としてほしい。
施策を構成する事務事 業についての意見	私立幼稚園保護者補助金認定率が60%前後ということは、この補助金がいかに薄まき補助金であるかということを如実にあらわしている。よって事務事業を廃止すべきであることを成果指標が物語っている。 就学諸援助認定率が20%前後であるということ、認定対象は生活保護認定基準の1.2倍程度であるということから、本事務事業が教育機会に関する生活保護事業であることがわかる。しかしそうであるならば、認定率20%はすこし高すぎないか。生活保護認定基準の1.0倍程度のほうが説明しやすいのではないか。もっともこれは文科省の決めることの問題なのかもしれないが。

対処方針	就学援助等は補助対象者が増えつつあり、経済的な理由で教育を受ける機会を逸することのないよう、他の施策との関係も考慮し、行政の役割を明確にして事業を 進めていく。また、協働は事業の性格上、なじまない面が多く、今後の検討課題と する。
------	---

## 政策 20 創造的で開かれた自治体経営

政策目標	新しい自治体経営の考え方や手法を取り入れ、総合的・計画的な区政運営を推進する。そのためにも自主財源の確保に努め、行政需要の変化に自律性を持って柔軟に対応できる財政基盤を確立する。 また、15年5月の自治基本条例の施行を踏まえ、これまで以上に区民の知る権利の保障と説明責任を果たすとともに、第1次杉並区協働等推進計画に基づ〈区民と行政と協働の仕組みを整備・推進し、参画と協働の区政を創造する。
当面の成果目標	区民の区政満足度を75%以上にする。 財政運営の弾力性を高めるため、経常収支比率は19年度までに82%以下の水準を達成し、22年度までに80%以下にする。 区民との協働による区政運営の基盤を作るため、情報媒体等の充実に向けて取り組むとともに、区民の知る権利を保障する情報公開制度のより一層の活用を図る。

当面の成果目標の達 成状況	区民の区政満足度は、75%以上の目標に対して16年度調査では75.8%と、目標値を0.8ポイント上回った。これは五つ星の区役所運動などを通じて、顧客志向の考え方が職員や職場に定着してきた成果といえる。今後も更に区民が求める区政の実現により一層力を入れて取り組む必要がある。 経常収支比率は16年度は88.4.%と当面の目標である85%以上となってしまったが、これは平成7年度に起債した減税補てん債を一括償還したためである。この一括償還を除いた経常収支比率は、82.8%となる。今後も行財政改革による不断の財政健全化へ取組み、厳しい財政状況の中、22年度の目標である80%に向け、引き続き努力していく必要がある。 情報公開制度は、全部公開が可能な情報は、提供情報に切り替えたため、請求件数そのものは、微減だが、、情報提供に関しては今後も様々な機会を捉え、積極的に提供していくことが求められる。
今後の政策目標の方 向と課題	区政運営の一層の効率化と、質の高いサービス提供を推進していくためには、区が真に実施すべき仕事を明確にし、新たな公共サービスの担い手の一翼として区民やNPOとの協働等を進める一方、少数精鋭による簡素で効率的な組織機構を確立する必要がある。こうした社会情勢の変化に対する個々人の職員の政策形成能力が、より重要かつ必須のものとなり、能力向上に向けた取組は、不可欠のものである。併せて、拡大・多様化する行政ニーズに対して、柔軟な区政運営を行っていく。 自主財源を確保するためには国や都からの財源移譲が不可欠である。三位一体の改革や都区制度改革への取組みを一層強化するとともに、区税収納率の向上に向けた取組みを引き続き行っていく。また、5部制への移行に伴い、財源配分方式への移行など、最大限に効果を発揮できる体制整備を図っていく。 開かれた区政を推進していくために、あらゆる機会を捉え、政策等への区民意見聴を一層推進する必要がある。

#### 【二次評価】

# 二次評価部門の評価

この間の積極的な区政改革の取組みにより、経常収支比率や公債費比率に改善が見られ、区民の区政満足度も向上している。しかし、地方自治の仕組みや税財政制度が大き〈変わろうとしており、また公的サービスを求める区民ニーズの多様化が進み、時代の変化に的確に対応した区政の展開が求められている。また、「五つ星プラン」を確実に推進してい〈ためには、引き続きより強固で健全な財政基盤の構築に努めるとともに、より区民満足度の高い区民サービスを効率的に提供する区政へと自己変革していかなければならない。多様な媒体を通じた区政情報の積極的提供など、区民との情報の共有化を進め、区民の参画と協働を基本に、より一層の自治体経営改革に取り組んでい〈。

#### 【外部評価】

政策内容への評価	区職員の人数削減による人件費の縮減、協働や民営化、民間委託等の効率的は区政の実現が区民一人当たりの行政コストの減少になり、その結果が区民一人当たりの区の負債額の減少となっている事は評価できる。歳入の根幹をなす区税収入の減少は続いているのが、財政の健全度をあらわす経常収支比率を適正値と言われている70%~80%になるよう引き続き行財政改革を推進して欲しい。
評価表の記入方法など についての評価	分野チェックリストにある「職員のやる気指数」の目標値が90%に対し、平成14年度84.6%から毎年減少し、平成16年度は78.5%になっている。職員が意欲を持って仕事に取り組むことにより仕事の効率化が図られ、区民に対する行政サービスが向上するので、この指数の改善が望まれる。
政策を構成する施策に ついての意見	各施策に記入

対処方針	【職員のやる気指数を高めていくため、「職員チャレンジ目標制度」を活用し、能力
	と業績を重視した人事給与制度への転換を図っていきます。さらに、「自治の時
	代における新・区役所づくり」の中でも職員が仕事に誇りと自信を持ち、意欲的
	【に働⟨ことができるし⟨みを18年度創設、19年度実施を目指していきます。

# 施策 75 創造的な政策形成と行政改革の推進

(上位政策:政策20 創造的で開かれた自治体経営)

施策目標	時代と社会の変化に機敏に対応しながら、柔軟かつ効果的な政策形成を行うとともに、質の高い サービスを効率的に継続して提供することができるよう、区政の経営改革を推進する。
当面の成果目標	経営会議・政策調整会議による意思決定システムの実効性の確保や、5部制に伴う部の主体性の強化により、迅速な意思決定を図る。 また、行財政改革については、『スマートすぎなみ計画』の第3次行財政改革実施プラン(平成17~19年度)を基本としながら、各部の主体的・自律的な取組みを重視し、着実な達成を目標とする。

当面の成果目標の達 成状況	経営会議・政策調整会議を定期的に開催し、区政運営上の重要事項や課題について集中的に議論することにより、情報の共有化及び迅速な意思決定を図ることができた。 行財政改革については第2次行財政改革実施プラン(15~17年度)の中間年として着実な推進を図り、職員定数の削減など達成目標を上回る成果を上げることができた。また、第3次行財政改革実施プラン(17~19年度)を策定した。 行政評価では、第三者機関である外部評価委員会の意見を聴きながら、全事務事業評価と政策・施策評価を実施した。今後は行政評価への区民の参画を図るなど、客観性をより高めるとともに、実施時期を早め、予算編成等における一層の活用を図っていく。
政策への貢献度	経営会議・政策調整会議の開催により、区政運営上の重要事項や課題について集中的に議論することにより、迅速な意思決定を図ることができた。 行政評価の結果や行財政改革の取組み状況を公表し、区民に対する説明責任を果たすことにより、開かれた区政の実現に貢献している。 行政評価や行財政改革を推進することによって、区民へのアカウンタビリティの向上とともに、職員のコスト意識や政策形成能力が高まり、効率的な行政運営に貢献できた。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	本施策には、6つの事務事業があるが、協働等が実現しているものは、外部評価を実施している「行政評価」と、業務の一部を委託している「五つ星運動」の2つだけである。「職員提案」や「五つ星運動」、「行財政改革の推進」などは、区民と職員などで構成する実行委員会、協議会による実施などを検討する必要がある。
今後の施策のあり方	16年度に改定した「第3次行政改革大綱及び実施プラン」に基づき、協働・民営化の推進及び行政サービス向上など更なる自治体経営改革の推進を図る。 行政評価を政策等の選択の判断材料として活用するとともに、予算編成、組織の改革・人事管理や新たな行政計画の見直しなどにも継続的に活用していく。また、区民との区政に関する情報共有の手段として、公表方法などの改善を図る。 「めざせ五つ星の区役所」運動では、運動のマンネリ化を防ぐため、定期的な第三者機関による評価や若手職員の活用、区民意見・要望等への積極的な対応を図っていく必要がある。 「職員提案」については、より提案しやすくするため実施方法を見直すなど、改善に向けた取り組みが必要である。

施策内容への評価	行政改革による経費削減額は14年度4,804百万円、15年度3,090百万円達成しており、16年度には職員定数の削減が計画を大幅に上まわるなど、その施策は評価できる。今後も区政の経営改革を推進して欲しい。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	協働が実現していない事務事業のうち、政策経営部一般管理については、部内の事務事業を執行する内部管理であること、企画・調整については区政経営の根幹にかかわる部分は区が行うべきであることという理由は妥当である。
対処方針	事務事業評価表の単位あたりコストに意味のない数値が記載されている。例えば、企画調整の総事業費を経営会議付議案件数で除しているが、議案件数で除すのであれば、政策調整会議の分も加算すべきであるし、また議案と直接関係のない活動内容があれば、そもそも企画調整の総事業費を議案件数で除すことに意味はない。単位あたりコストは、成果を達成するために直接要したコストの集計値を成果数で除したものなので成果とコストとの相関関係が明確でないとその意味がなくなる。
施策を構成する事務事 業についての意見	6つの事務事業を合計8.9人の職員数で、総事業費95,265千円で実施しており、効 率的な行政運営を進めている。

対処方針	単位あたりコストについては、成果とコストの関係が明確なものを設定します。
------	--------------------------------------

# 施策 76 財政の健全化と財政基盤の強化

(上位政策:政策20 創造的で開かれた自治体経営)

施策目標	区税を中心とした自主財源を確保し、区民福祉の増進を図る行政施策を自律性をもって実現できる 財政基盤を確立する。
当面の成果目標	収支の均衡を図り、財政変動に耐えうる弾力性のある財政運営を行うため、以下の目標を設定する。 1.財政構造の弾力性を高める。(19年度までの目標 経常収支比率82%以下 特別区債残高500億円以下 減税補てん債の発行を0とする。) 2.区税を中心とした自主財源を最大限確保し、自主財源比率50%を確保する。 3.財政収支において実質収支を確保し、安定した財政運営を継続させる。

当面の成果目標の達 成状況	特別区債残高:減税補てん債の一括償還を反映し、108億円の大幅減となっており、減税補てん債の 発行額同様、19年度の目標に向かい順調に推移している。 自主財源比率:51.9%と前年度の51.1%を0.8ポイント上回り、目標の50%を確保している。 実質収支比率:5.2%となり、前年度の5.8%を0.6ポイント下回っている。
政策への貢献度	「21世紀ビジョン」の実現に向けて、「実施計画」に盛り込んだ施策とともに、区民生活にとって緊急・重要な施策を実施していくことが求められている。そのためにも基幹税である特別区民税をはじめ各種徴収金の収納率の向上など、歳入の確保に万全を期していかなければならない。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	緊急課題への対応のための迅速な意思決定や、税の徴収などの公権力の行使の部分が多く、協働の難しい分野となっている。 財政分析や軽自動車の申告業務など、外部委託のできる業務については、すでに実施済みである。個人情報の保護に配慮しつつ、さらに外部委託等について研究していく必要がある。
今後の施策のあり方	財政状況の変動や行政需要の変化に柔軟に対応できる弾力性のある財政運営を実現するため、適 正な税の賦課と滞納処分の強化などにより収納率を向上させ、自主財源である区税の増収を図ると ともに、事務事業の見直しや行革等により経費削減を継続していくことが必要である。

施策内容への評価	19年度までの成果目標である経常収支比率、特別区債残高、減税補てん債の当該事業年度発行額はいずれも目標値に向かって順調に推移しており、その行政手法は評価できる。現年課税分の区税収納率及び滞納繰越分の区税収納率とも年々向上しているが、16年度の歳入不能欠損は428百万円ある。滞納整理の手法、滞納処分の強化等収納率の向上を一段と進めて欲しい。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	税の徴収等の公権力の行使の部分が多く協働の難しい分野との事であり、今後の協働等への取り組みとしては、特別区民税、都民税賦課事務事業において当初賦課資料のデータ入力処理業務を委託化する以外は現状維持ないしは協働の余地はないとの事である。総事業費1,348百万円のうち委託費は37百万円にすぎないので、小さくても力のある区役所を目指すという考え方に基づき事務事業を見直し、民間委託等を推進して欲しい。
対処方針	
施策を構成する事務事 業についての意見	事務事業全体で常勤職員が125.39名いるが非常勤職員は皆無である、特別区民税、都民税賦課事務事業では、事務の効率化及びコスト引き下げのため、若年非常勤職員の活用を考えているとの事である。他の事務事業でにおいても検討が望まれる。特別区民税、都民税賦課事務事業の施策への貢献度は大きいかとの設問に対し、貢献度小との理由が「一般会計導入の4割を占める区民税の確保は、区政運営の根幹である」との事であるが矛盾していないか。

対処方針	区税徴収については、コンビニエンスストアでの区民税・軽自動車税の収納による納めやすい環境の整備や、差押件数の増などの滞納処分の強化等により一層の収納率の向上に努める。協働等への取組みとしては、非常勤職員の割合は16年度時点では0であったが、常勤職員の削減や収納率向上のため、17年度2人・18年度4人を配置している。また、繁忙期には人材派遣(17年度から)やアルバイトを活用している。個人情報の保護に配慮しつつ、効率化・コスト削減のための委託等について、引き続き検討していく。誤記載をなくすため、評価表の記載内容や事業相互の整合性等について、より一層の点検に努める。
------	---

# 施策 77 区民に身近で開かれた行政運営

(上位政策:政策20 創造的で開かれた自治体経営)

施策目標	情報公開制度の利用や広報すぎなみ、区公式ホームページ、統計書など各種の広報媒体を活用して行政情報を積極的に区民に提供し、情報の共有化を図るとともに区民の区政への理解と関心を高めることで、区政や地域活動への参画を促進し、協働による区政運営に貢献する。
当面の成果目標	情報公開システムの稼動(18年1月) 区ホームページの充実(アクセス件数150万件、アクセシビリティの向上、コンテンツの拡大) 報道機関への情報提供など広報活動の充実(報道機関への提供件数350件)

当面の成果目標の達 成状況	情報公開システムは、18年1月からの稼動予定が遅れている。 区ホームペーは15年度に再構築し、コンテンツの充実やアクセシビリティの向上を図ったが、16年 度は改善後のホームページの安定的な運用を行った。 報道機関への情報提供については、毎年度350件前後を提供しており、16年度は361件の提供を 行った。
政策への貢献度	積極的な情報の開示と多様な媒体による情報提供により、区民の知る権利を保障し、公正で開かれ た区政運営と協働による区政運営に大き〈貢献している。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	行政情報の発信という観点から、「協働」に馴染まない行政自らが行う事業が多いため、「委託」形態によるものを除いて、協働の大きな推進は図られていない。 今後は、協働を進める観点から、区民にも納得のゆ〈手法により、協働を進める必要がある。
今後の施策のあり方	区民とのパートナーシップに基づ〈区政運営を実現させるため、今後も益々迅速で的確な情報提供と 仕組みづ〈りが求められる。 協働による区政運営の実現のため、情報公開システムの本格稼動や広報紙の拡充、ホームページ コンテンツの充実など様々な手法を活用した情報の提供と双方向性を持つ情報媒体の整備に努め、 年代や環境による情報の入手に偏りがな〈、身近なところで必要な情報が入手できる環境整備を確 保することが必要である。

施策内容への評価	本施策は、区民が行政情報や地域情報を得るための資料情報手段として重要な役割を果たしている。広報すぎなみを月3回発行し、杉並区ホームページのアクセス件数は16年度で139万件を数えている等、区民の知る権利を保障し、区民の区政への理解と関心を高めることに役立っている。
今後の施策の方向	○ 拡充 ● サービス増 ○ 改善の余地なし ○ 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	行政情報を区民に提供するという役割から協働には限界があるが、16年度実績で 総事業費460百万円のうち、26%の120百万円が委託費として協働等の対象となっ ている事は評価できる。
対処方針	本施策の目標は、区からの情報発信だけではな〈「区政や地域活動への参画を促進し、協働による区政運営に貢献する」との事であるが、その仕組みづ〈りについての記述が乏しい。
施策を構成する事務事 業についての意見	事務事業の「施設めぐり」は年4回の開催で、参加人数は16年度計画168人に対して65.5%の110人にとどまっている。総事業費5,400千円を参加者110人で除すと一人当たり49千円で、受益者負担1千円を差し引くと48千円が区の負担となる。この負担額の妥当性について検討の余地がある。

对処力針	「施設めぐり」については、実施時期を親子連れも参加できるように、夏休みに二回実施するなど工夫したため、参加者増となった。18年度も引続き参加者増となるような工夫をしていく。また、18年度は受益者負担のあり方や事業継続の是非について、共管する関係課とともに検討し結論を出す。
------	--

# 施策 82 区政相談等の充実

(上位政策:政策20 創造的で開かれた自治体経営)

施策目標	区民生活上の問題や悩み事などについて行政が相談に応じることにより、解決への糸口を見出し、 豊かな区民生活を実現する。
当面の成果目標	相談者が的確なアドバイスを受け、抱える悩みや問題の解決が図られるように、法律相談等の予約 充足率の100%を目指す。

当面の成果目標の達 成状況	17年3月より専用予約電話の開設時間を延長し(9:00~15:00 8:30~17:00)、区民の利便性を一層高めたが、予約相談充足率に反映されるまでには時間を要する。  交通事故相談などの専門相談員と嘱託員との連携を深め、相談技能の向上を図ることにより、多様化・専門化する相談内容に対応し、適切なアドバイスを行った。
政策への貢献度	相談を通じて区民生活の向上が図られるとともに、区民生活の実態・ニーズを把握することができ、ニーズを反映した施策の実施に寄与している。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等の課題と見込み	司法書士会など公的団体の協力を得て、相談室の空き時間を利用した無料専門相談や、1階ロービーを利用した合同相談会など、相談機会の増加を図ってきた。しかし、相談員数が一定していない、先着順である、相談開始時間が9時半からである等々、必ずしも区民の使い勝手が良いとはいえない。今後は、機会の拡大を求めるだけでなく、利便性の向上を図る必要がある。
今後の施策のあり方	多様化・専門化する区民ニーズに対応するためには、法律相談等の専門相談の体制を見直してニーズの高い分野へのサービスの充実を図る。さらに、総合法律支援法に基づき18年4月に開設予定の日本司法支援センターをはじめとする公的団体との協働を強化し、効率的にサービスを提供する。

施策内容への評価	区民にとっては、相談したい悩みが減少しているとは考えにくいことと相談は無料であること、区としては、専用予約電話の開設時間の延長、1階ロビーを利用した合同相談会など相談機会の増加を図ってきたにもかかわらず、成果指標である相談者数、法律・家事・税務相談充足率は減少している。区民への周知を図り、区民が利用しやすい環境と適格な相談アドバイスが出来るようにして欲しい。
今後の施策の方向	○ 拡充 ○ サービス増 ○ 改善の余地なし ● 効率化 ○ 縮小 ○ 統廃合
協働等への評価	法律、税金、不動産等の相談については専門性が高いことから、各団体の杉並支部との共済や後援を行っているとの事であり、協働が図られている。
対処方針	法律·家事·税務相談充足率の100%を目指すことを当面の成果目標にしているが、相談充足率が年々減少していることについての分析結果の記載が不十分と思う。
施策を構成する事務事 業についての意見	総事業費16年度実績35,651千円を成果指標、相談者数16年度実績5,290件で除すと、一件当たりの相談に要した費用は6,739円となる。相談員の報酬が高い法律相談の相談時間が一人30分であることと考えあわせると、一件当たりの相談に要する事業費6,739円は高いと思われるので効率化が望まれる。

対処方針	専門相談別の一件当たりの事業費をみると、法律相談が特に高いわけではなく、その評価は難しい。しかし、より多くの区民が利用できる環境を整備し、相談充足率を向上させる必要がある。開設日時の見直しなど区民利便性の向上や、定期的な広報によるPRなどのPR充実を検討する。また、充足率低下の原因については、司法書士会をはじめとする各関係機関が無料相談を充実させている影響が考えられるが、17年度の実績を見極めたうえで詳細に分析する。
------	--

#### 自転車問題の解決

#### 【区民による評価】

施策内容への評価

半数以上の方が「目標は適切である」としている一方、2割近くの方が「目標値が低すぎる」としています。また、成果については、成果をあげているとした方は、8割を超える高い割合となっていますが、このうち「十分成果をあげている」としているのは、25%程度で、55%以上の方は、「一定の成果をあげている」にとどまっています。これらのことから、区民は、もう少し高い目標を掲げて、より一層の成果を期待していることがうかがえます。また、経費については、「ちょうど良い」が約23%であるのに対し、37%以上の方が「使いすぎ」としている一方で、今後の方向性については、43%以上の方が「さらに事業を充実すべき」としています。このことから、区民は、「あまり経費を掛けないで事業を充実すべき」と考えていると推測できます。

#### 【所管による対処方針】

区民による評価への対

・平成14年に策定した「サイクルアクションプログラム」を改定し、社会情勢や区民ニーズにあった目標を設定し、「自転車放置のないまち」を目指します。

・より一層の効率的な自転車駐車場の運営を行う、指定管理者の導入や先進地域の取り組みを研究していき ます。

区民による評価への対 処方針

・鉄道事業者や大型小売店、商店街などと連携し、効率的な自転車駐車場の整備を行っていきます。
・商店街、地域住民、NPOなどと力をあわせて「放置自転車のないまち」をつくるため、区民との協働による事業を拡充していきます。

#### 【外部評価】

今後の施策の方向	○拡充	○サービス増	○ 改善の余地なし	◉ 効率化	○縮小	○ 統廃合	
区民による評価に対す る意見	考える区民 度であって、	が多いようであ 、安全性や景観 いことが背景に	ね肯定的評価であ 5る。これは「たまに 見の見地から意義が こあると思われる。?	こ利用してい があるものの	る」者を含め D区民全体の	)ても利用者が3害 )利便性向上につ	月程 な
対処方針への評価	指定管理者	<b>省制度の活用が</b>	望まれる。				

#### 【外部評価に対する所管の対処方針】

(1)事業収支について(平成16年度)

自転車駐車場の運営経費については、自転車を利用しない区民との負担の不公平を招かぬよう、駐車場利用者から徴収する使用料金で賄うことを原則としている。平成16年度の駐車場運営収支は、ほぼ均衡している。(事務事業評価表の総事業費 5億5千9百万円、使用料収入 5億5千7百万円、受益者負担率99.5%) 今後も、経費の節減と質の向上につとめる。

自転車撤去・返還・処分については、返還時に1台3千円の撤去手数料を徴収しているが、返還率が60%であり、4割の自転車が引取られないため徴収できず、7千9百万円の差引き税負担(赤字)が生じている。(総事業費 1億7千6百万円、手数料収入 9千7百万円、原因者負担率55.1%) 撤去手数料を値上げすることも考えられるが、自転車価格が低廉化しているなかで、値上げした場合、返還率が低下することも想定されるため、さらに状況を見極めたうえで判断する必要がある。今後は、業務委託をさらに推進し、事業の効率化と撤去の強化をはかっていく。

対処方針

駐車場整備に2億1千万円の経費を要し、自転車対策事業全体の差引き税負担額4億円の過半を占めるが、これらの経費は公共施設として税負担で整備すべきものと考える。

その他の事業の差し引き税負担は、登録制自転車置場が3千百万円、放置防止指導員・協力員活動が4千8百万円、放置防止活動(キャンペーン、屋外看板維持等)が1千万円、自転車対策協議会が6百万円等である。

(2)平成18年度以降の自転車駐車場の運営について

自転車駐車場の運営は、区民の利便性を確保する必要があるため、利用料や開設時間など、区が定めた一定の基準に基づき運営しているところであり、自由な裁量の余地が少ないという業務の性質上、指定管理者制度導入のメリットがない。このため、当面、全ての自転車駐車場を直営で運営し、できる限り効率化を図るために業務委託を実施する。同時に事業者の業務実施状況に関する評価を厳格化し、事業の質の確保と向上につとめる。なお、引き続き運営のあり方については、区民の利便性と運営の効率性を高める観点から、検討してゆく。

#### 【区民による評価】

	「マイバック等の持参率」を19年度に60%まで高めるという目標に対して半数以上の方が適正と回答
	しています。 現状31.8%のマイバック持参率については、「十分に」と「一定の」成果をあげているとし
	た方は、合わせて65%以上いますが、そのうちの8割の方は一定の成果をあげているがもう少しが
	んばって欲しいと考えています。かかった経費については、「ちょうどよい」とした方は、34%程度しか
	おらず、「使いすぎ」という人が26%程度、「なんともいえない」という方が30%いました。今後の方向
	性は、「さらに事業を充実すべき」とする方が、45%以上います。このことから、「あまり経費をかけな
	いで事業を充実すべき」と考えている区民が多いと推測されます。今後は、引き続きマイバック等持
	参率向上のための各種啓発事業など地域における具体的で継続的な環境配慮行動の推進を図って
	いきます。

#### 【所管による対処方針】

・容器リサイクル法改正という国の動向を注視しつつ、区としてリサイクルをさらに推進し、ごみ発生抑制を行っていきます。
・レジ袋削減推進協議会における議論等を踏まえ、レジ袋の有料化・すぎなみ環境目的税の施行を含めた検討を行っていきます。
・太陽光発電機器等の設置助成、ISO14001等の認証取得助成等を行い、杉並区地域省エネルギービジョン等を踏まえた行動計画を推進していきます。

#### 【外部評価】

今後の施策の方向	○ 拡充	● サービス増	○ 改善の余地なし	〇 効率化	○ 縮小	○ 統廃合
区民による評価に対す る意見	める」という が、そもそも に判断してい 民に解り易っ いても「ちょ・	目標に対して、 60%の根拠が いるのだろうか 〈説明する必要 うどよい」「使い	た「マイバッグ等の 過半数の区民が が示されていない。 アンケートを実施 があるのではない いすぎ」と同様に「な ば性を十分判断でき	「目標は適」 中で、区民し もする段階で いだろうか。 こんともいえ	Eである」と回 はこの数字の で、目標の意 同様に、かか ない」が3割	回答している )妥当性を如何 図や根拠を区 \った経費につ
対処方針への評価	目標の評価		では、マイバック扌 Dに対し、所管によ			

#### 【外部評価に対する所管の対処方針】

レジ袋を削減しマイバッグ等持参率の向上図る運動は、区民・事業者・行政が協働して「杉並区レジ袋削減推進協議会」(レジ協)を発足させ、街頭宣伝・各種イベントでの啓発資材配布・小学生向けパンフレット配布・転入者向けリーフレット作成・路線バス車内放送・商店街レンタルバッグ・のぼり旗等掲出物作成・町会キャンペーン・環境博覧会での展示等の啓発運動に取り組んでいる。その結果、杉並区のマイバッグ等持参率は全国一の数値になったと自負している。しかしながら、マイバッグ等持参率の目標は達成できず、啓発運動のみでは目標達成が困難な状況となっていた。そんな中、「レジ協」から「レジ袋有料化の要請」が区長・区議会に対して行われた。その後、国も「容り法」改正に絡み、レジ袋削減に法的措置を導入して大幅削減する方針(レジ袋有料化)を打ち出すなど、「レジ協」と同じ結論となるに至っている。区としても、国の方針を支持・支援し、率先してレジ袋削減・マイバッグ等持参率向上に取り組みたい。

# 保育の充実

# 【区民による評価】

施策内容への評価	ては、76%以上の方が成果をあげているとしていますが、「十分な成果をあげている」とした方は、24%弱で、残りの52%以上の方は、「一定の成果をあげているがもう少し」としています。経費については、「ちょうど良い」が27.42%、「使いすぎ」が26.11%とほぼ同数でした。これらのことから、区民は、「待機児ゼロ」の目標に向けて、より効率的な保育施策の整備と保育園運営を求めていることがうかがえます。 また、今後の方針について、区は「拡充していく方針」です。これについて、アンケート結果でも半数以上が「さらに事業を充実すべき」としていますが、「今までどおりの事業でよい」とした方も26%以上になりました。
----------	---

# 【所管による対処方針】

	・「待機児ゼロ」を目指し、受け入れ定員の拡大を図ります。そのため、区立保育園の定員見直しや認 証保育所などの整備を重点的に行っていくこととします。
	·保育園の公設民営化による民間活力の導入を進めるとともに、保育園の給食業務の委託などを行い、経費の削減に努めていきます。
	・すべての子育て家庭を視野に入れ、保護者がそれぞれのライフスタイルに合わせた保育サービス が選択できるよう、産休明け保育、延長保育、一時保育の充実など、多様な保育サービスの拡充に
区民による評価への対 処方針	努めていきます。また、延長保育は、より多くの方が利用しやすい制度となるよう抜本的な見直しを行います。
~7321	・各種の保育施設や幼稚園がそれぞれの特長を活かし、機能分担を図れるよう施設間の連携を推進 し、幼稚園における預かり保育の充実や総合施設の具体化を目指していきます。
	・受益者負担の公平性を確保するため、認可保育園の保育料の見直しを検討するとともに、認証保 育所等の利用者負担の軽減策の具体化に向けた検討を行います。
	·子育て支援のための地域人材の養成と活躍の場を提供するしくみを作り、保育サービス事業における協働の推進を行います。

# 【外部評価】

今後の施策の方向	◉ 拡充	○サービス増	○ 改善の余地なし	√ ○ 効率化	○ 縮小	○ 統廃合
区民による評価に対す る意見	れる。特に経動 とからみてもタ	費について、「ちょう	、受益者と受益者以 うど良い」が27.429 育の充実を進めていく	6、「使いすぎ」	が26.11%と	ほぼ同数というこ
対処方針への評価		5針は特に問題 ことを期待した	iはないが、プライ い	オリティ付け	けをして重要な	なものから確実

# 【外部評価に対する所管の対処方針】

意見等	「保育サービスあり方検討部会報告」の検討の中で行った就学前児童のいる家庭へのアンケート調査で、自宅育児者や幼稚園利用者の一時保育へのニーズが高くなっていることが確認された。このことから判るように、社会全体が少子化傾向にある中でも、保育サービスの拡充が必要な状況である。待機児解消を最重要課題とするが、子育てに関する相談機能を充実し、「子ども・子育て行動計画」における一時保育(ひととき保育)と連携を取りながら一時保育を拡充するなど、共働き世帯はもとより、すべての子育て家庭を視野に入れた施策を展開していくことで、区民全体の理解を得ていく。
-----	---

## 魅力ある商店街づくり

# 【区民による評価】

施策内容への評価	区内商店街の活性化と集客力を高めるため、魅力ある商店街づくりを進めています。平成19年度までの取り組みとして、イベント事業などを行う商店会を70に増やすことを目標にしています。現在、区内には138の商店会があり、16年度には59の商店会で創意工夫をこらしたイベントが実施されました。これらのほかでは、防犯にも役立つ装飾灯の建設や電気料への助成をし、商店街の活性化のために、約1億7千万円(区民一人あたり323円)を支出しました。アンケートでは、目標設定と成果については、肯定的な評価が60%に満たない結果となっている半面、今後の方向性では、「さらに充実すべき」と「これまでどおり」が70%を超える評価となっています。また、普段の買い物を聞く項目では、70%以上の人が区内商店街を利用していると回答しています。
----------	--

## 【所管による対処方針】

・各商店街が地域の人々と協働することなどにより、それぞれの個性や特色を発揮できるよう支援します。
・誰もが安心して買い物ができる商店街を目指し、カラー舗装化やアーケードの改修など、商店街の 環境整備を支援します。
・商店街の魅力をより高めるため、商店街のリーダーや後継者などの育成を支援し、活力ある街を 演出できるようにします。

# 【外部評価】

今後の施策の方向	○拡充	○サービス増	○改善の余地なし	● 効率化	○縮小	○ 統廃合
区民による評価に対す る意見	度に70商店 否定と「なん アンケート	ら会に増やしま んともいえない」 の中で最大とな	めざして、イベント す」という目標にこ という消極的な回 った。その結果、 いて「なんともいう	)いて「目標   答を合計す その後の質	こ適さない」と ると約35%と 問である「成身	いう直接的ななり、今回の 果について」
対処方針への評価	を区民アン	ケートが示して	う施策について、 いる。イベントを行 るか検証していくる	う 商店街を	増やすことか	

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	魅力ある商店街づくりはハード・ソフト面含めて6シートの事務事業がある。それらが複合的に実施されることにより、活性化に結びつくものと考える。外部評価の指摘のとおり、ひとつの指標により魅力ある商店街づくりにどれだけの成果があるかを、一般的に景気の回復局面においても単年度で評価することは難しい判断であると考える。
------	--

## 豊かな学校教育づくり

## 【区民による評価】

教育委員会では、「学ぶ喜び」「遊ぶ喜び」「生きる喜び」に満ちた豊かな学校の実現を目指しています。このため、平成19年度までに、小学校3年生から中学校3年生までを対象に実施する学力等調査の達成率を75%に、また、児童・生徒が「学校が楽しい・充実している」と感じている割合を80%以上となるよう、目標を掲げています。これらの達成のために、指導力向上のための教職員研修や教育研究奨励、学力・体力等調査、幼小連携・小中一貫教育、移動教室などの事業を実施し、約6億3千6百万円(区民一人あたり1,211円)を支出しました。アンケートでは、目標の設定について約66%が「適正」と回答をしている反面、「目標値が低すぎる」とする回答が約10%あり、成果については肯定的な回答が6割程ある一方で、「不十分」とする回答が約14%ありました。また、経費については「ちょうどよい」との回答は約3割にとどまり、「使いすぎ」「なんともいえない」との回答が約4割とそれを上回りました。さらに、今後の方向性については、「さらに事業を充実すべき」との意見が約55%と過半数を超えました。以上を踏まえ、今後の施策の推進にあたり、以下の対処方針を設定します。

## 【所管による対処方針】

・学力向上のため、学力等調査の結果から傾向や課題を的確に把握し、各学校において個別指導計画や授業改善プランを策定するとともに、新たな教材等の開発を行っていきます。また、様々な教育課題に対応するための区独自の研修を拡充し指導力の向上を図っていきます。
・体力向上のため、各学校において、体育の授業改善のみならず「食」や「遊び」などの日常生活を含めた体力向上推進プランを作成し、実施していきます。
・「学校生活が楽しい、充実している」と感じる児童・生徒の割合を増やしていくため、個に応じた指導の拡充や各学校が独自性を発揮できる環境の整備を図っていきます。
・既存の事務事業について、事業のあり方や効果的な執行方法等、見直し・改善を図っていきます。

## 【外部評価】

今後の施策の方向	○ 拡充	● サービス増	○ 改善の余地なし	〇 効率化	○ 縮小	○ 統廃合
区民による評価に対す る意見	であることを すこし疑問( 見 が実施した ところである。 ころであろう。 在籍率の目	勘案して、どの科	民のうち、区立の小り 程度の主体的意識での上でアンケート結り からみて、「一定のりか か評価は分かれたが リコストというようなま もく聞く必要がある。 「」。	このアンケー 果をみると、 成果」という答 、実際の気持 長現の工夫を	-トの設問に回 学校生活に対 答えが多くなる 持ちはよくわか したらどうか。	答しているか、 する満足度や、 のはうなずける いらないというと また、公立学校
対処方針への評価	と思われる。 の高度化を れで理解で	、なぜならば、 反映した大きた きるところであ 長〈住んで子供	気で達成しようとで現在の国立・私立に 現在の国立・私立に は潮流だからである るが、もう少し構造 を育てる住民がど	学校への傾る。現在の所 さの現在の所 さいな要因を	斜は、少子化 所管による方 を踏まえた長	化や教育投資 針はそれはそ 期的な視野

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	区民アンケートの対象や設問設定などについては直接所管課で設定しているものではないため、今後、行政評価全体を担当している企画課と検討、調整を行っていく。また、目標値は公立学校在籍率を当面の成果目標として掲げているが、平成18年2月に策定した杉並区教育ビジョン推進計画に基づき、施策や施策下にある各事業などのあり方を含め検討を進めていく。
------	---

## 創造的な政策形成と行政改革の推進

## 【区民による評価】

「10年間で職員を1000人削減する」という目標に対して半数以上の方が適正と答えつつも、2割程度の方は目標値が低すぎると回答しています。平成12年度から457人職員を削減した成果について、「十分に」と「一定の」成果をあげているとした方が65%以上いますが、そのうちの70%の方は一定の成果をあげているがもう少しがんばって欲しいと考えています。かかった経費については、「ちょうどよい」としている方は、40%程度しかおらず、「なんともいえない」という方が30%程度いました。これは必ずしも経費を削減すれば良いとは考えていないことが推測されます。今後の方向性は、「さらに事業を充実すべき」とする方が、半分程度います。このことから区民は、質の高いサービスを効率的に継続して提供して欲しいと考えていると推測されます。今後は、簡素で効率的な組織を目指し、職員を削減しつつ、NPO等との協働分野の拡大を図っていきます。

## 【所管による対処方針】

・内部事務及び組織・体制の効率化を進めるとともに、サービスの質の向上と効率化が図れる事業に 区民による評価への対 のいては、積極的に協働や民営化・民間委託を進め、活力ある小さな区役所を目指します。 ・「五つ星の区役所」を支える職員の人材育成を進め、職員の能力開発を一層推進します。 ・行政評価の区民の参画を、より一層進めていきます。

## 【外部評価】

今後の施策の方向	◉ 拡充	○サービス増	<b>○ 改善の余地な</b> し	○効率化	○ 縮小	○ 統廃合
区民による評価に対す る意見	が79%を占 この結果に について、  い20%以上	がている。五つ あらわれている 目標数値が低っ ことなっている。 人となり、23区	戦員の対応について つ星の区役所をめる ると思う。「10年間で すぎると回答した人 職員数の1000人肖 内で効率的な職員	ざした運動で で職員を100 しの割合が、 削減が実現	を行い、接客 00人削減する 、6つの目標の !すると職員-	:意識の向上が る」という目標 の中で一番高 -人あたりの区
対処方針への評価	対処方針に	は適切である。				

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

今後も引き続き、「区民とつ〈る小さな区役所で、五つ星のサービスを」目指してい きます。

団	本名 財団法人 杉並区勤労者福祉協会	担当部課区民生活部産業振興課			
事業目的	中小企業勤労者の福祉の向上を図るため、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。	展 区内の中小企業勤労者、事業主とその家族			
事業内容	一般事業 ・各種講座、セミナー等の開催。 会員事業 ・バスツアーの主催、各種チケットあっ旋。 ・祝い金、弔慰金、見舞金の支給。 ・人間ドック、健康施設等の利用補助。 ・住宅ローン等のあっ旋、退職金共済への加入促進。				
内部評価)	次 必ず会員数、参加者数も増加するものと考える。今後ますますの改善と努力を期待したい。 評 ・協会の経営分析(定性評価)は、経済性の満点をはじめ、すべての分野で高い評価になっている。提供する				
	外 部 評 価				
対する評価	給付資金積立は4,887万円残があるが、死亡弔慰金は2円、見舞金は5千円から10万円まであり、将来発生する給である。特に死亡弔慰金支給額が、会費(月500円であるすると、会員年数が5年未満で支給額が2万円なので3年起の会費、20年未満で支給額が8万円なので13年超の会の会費となっている。会員が死亡すると、それまで支払ってで、将来の財政に与える影響が心配である。給付事業のほのには健康維持増進事業の人間ドック利用補助がある。人補助金額は12千円から15千円まであり、これは年会費6千掛金収入に比して事業費支出が多額なものがあると補助金額は12千円から15千円まであり、これは年会費6千掛金収入に比して事業費支出が多額なものがあると補助金額は12千円から15千円まであり、これは年会費6千	付金に対して引当額が妥当であるか検証が必要から年間の会費は6千円)何年分にあたるか計算題の会費、10年未満で支給額が5万円なので8年費、20年以上で支給額が10万円なので16年超いた会費の大部分が弔慰金として支給されるのかにも年会費に比べて会員の受益割合が高いも間ドックは1会員年度内1回の利用が出来、その・円の2年分以上となる。上記のような会員からの			
評価表記入方法	「昨年度の経常収支は525万円の赤字であるが、経常支出 実質上の経常収支は800万円の黒字であり、引き続き健全 定預金支出は給付資金積立、運営資金積立に充てられて 積み立てているので、経常収支は実質上の黒字とはいえた	:な財政運営を行っている」との記載があるが、特 おり、将来の給付、運営資金として必要であるから			

#### 外部評価に対する所管対処方針

1 勤労者福祉協会では、事業のあり方について、理事8名を構成員とする検討委員会を設置し、見直し作業を 行った。この検討委員会では、給付金制度のあり方や会員の受益割合の高い事業についても見直しの対象として、 改善策を検討した。この検討結果については、平成18年3月の理事会に報告のうえ、平成19年度からの実施を目 指し、平成18年度上半期に具体策を策定する。

なお、給付金制度のあり方については、保険業法の改正内容の詳細が一部不明なため、事務局で継続検討する こととされた。 2 当期の収支としては、流動資産が525万円減少しているが、固定資産を1,325万円増加させているので、勤

労者福祉協会の資産合計としては、800万円増加となる。

団位	本名 財団法人 杉並区スポーツ振興財団	担当部課教育委員会社会教育スポーツ課
事業目的	スポーツ振興に関する事業を行うことによって区民のスポーツ活動を活性化させ、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成を資する。	
事業内容	1 各種スポーツ教室の実施 2 野外スポーツ活動の普及 3 ニュースポーツの普及 4 スポーツ関係団体の育成・支援及び各種スポーツ指導で 5 区民体育祭やスポーツレクリエーション大会などスポー事業の実施 6 健康・体力づくりの実施及び相談 7 スポーツ情報の収集及び提供 8 区から受託する体育施設の管理運営 9 その他事業目的を達成するために必要な事業	
内部評価 )	・年始営業、民間事業者との連携事業や利用者へのアンケー施回数、参加者ともに増加している。また、財団のホームの別組みも行われ、顧客志向への姿勢は評価できる。 ・人件費、管理費は、いずれも昨年度より減少している。 図ったことについては評価できるが、昨年度の外部評価で持期金と区からの受託事業の占める割合が高い。より一層で・平成18年度には、指定管理者制度が導入され、財団と民実績と財団ならではの公平性、独自性で地域スポーツ振興の	ページの開設や名札着用による接遇向上への取 入札制度の見直しなどにより、経費の削減を 指摘されているように、依然として収入のうち の経営努力が必要である。 民間事業者との比較が焦点となる。これまでの
	外部評価	
	年間施設利用者数がようやく120万人台に達し、教室・イベの、全体の施設利用率は下降気味であり、認知度も横ばいまでに「マイスポーツすぎなみプラン」で目指す年間利用者これらデータから読み取れるのは、人件費の削減や民間業た経営努力が、必ずしも経営の健全化に繋がっていないと事業費が依然として総収入の74%近くを占めている。いよい、民間・NPO等との競争を強いられる中、自主財源比率でとが予想される。競合相手にはない財団のサービス・利点に方針を立てるべきだろう。	1状態が続いている。このままでは平成25年度 約200万人に達するのは極めて困難な状況だ。 終者との連携による新規事業の立ち上げといっ いう現実だろう。実際、補助金と区からの受託 いよ18年度からは指定管理者制度が導入さ の低い財団は益々厳しい環境下に置かれるこ
などの評価 方法 入	評価表では、利用料金等を含めた多くが条例で規定されてが課されているとある。財団の自立性を促すためには条例ない。「区の規定により制限があるため柔軟な事業展開が展示可欠である」という表現ではなく、より具体的に問題点を打	の改正も必要との認識も示されているが説明が 困難になる場合等があり、区との連携・調整が

#### 外部評価に対する所管の対処方針

#### 1 経営状況に対する評価

ご指摘のように、財団を取り巻く状況が大きく変わってきていることから、これらの状況を踏まえ、現在、財団の経営方針である「マイスポーツすぎなみプラン」の改定を進めている。

改定にあたり、施設の利用時間の延長・拡大、健康づくり事業の充実 年代に応じたプログラムの提供、地域力の活用によるスポーツ(健康づくり)指導者養成など特徴ある事業展開を検討しており、平成18年9月を目途に素案を策定する予定である。

- 2 評価記入方法などの評価
- (1)課題について

財団の自主性を高めるため、施設利用収入の拡大が最も大きな課題であるが、次のような課題があり大きな収入が望めない現状がある。

体育館一般使用は4時間単位で、料金が200円と条例で規定され、柔軟な対応ができない。 貸切使用では、社会体育団体登録の利用者や行政使用(後援・共催)で、これらに対し使 用料の減額・免除、優先使用などの優遇措置を取っている。

#### (2)対策・要望について

杉並区体育施設条例の改正が必要となるが、以下の要望について、今後区と協議を進めていきたい。

承認料金制度の導入 利用料の減額・免除等の見直し 体育館一般使用の利用時間の見直し

団(	本名 社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	<mark>担当部課</mark> 保健福祉部管理課	
事業目的	杉並区における社会福祉事業とその他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。		
事業内容			
内部評価 )	で、事業への取り組みは、15年度よりさんめい公社の事業を受け継くなど多岐に渡っているが、はどんどの事業で目標値に近い成果を上げている。また、介護事業を区の受託事業から介護報酬での自主事業に切り替えたため、受託事業依存度が昨年の51.5%から11.5%となり、自立性がより高まっている。 ・社会福祉制度のさまざまな見直しの中で必要とされるサービスに対して、迅速に対応できる体制づくりに努		
対する評価経営状況に	さんあいサービス及び訪問介護サービスとも成果指標は目低下している。それにもかかわらず介護サービスが黒字経常易でない。人件費などの節減を図ったのか。事業別の区分ないと評価はできない。	営になったと実績が記載されているのは理解が容	
評価表記入方法	管理費の中身はなにか?事業別にどのように配分されてい に関連するが、民間で扱うことが難しい顧客を受け入れるこ に関するサービスは特別会計などで区分して内部補助など	とは採算性・収益性と対立するから、こうした顧客	

#### 外部評価に対する所管の対処方針

さんあいサービス事業の活動指標・成果指標の低下理由及び採算性について

有償の区民の支えあい活動を基本にした在宅福祉サービスであるが、サービス利用者が要介護認定により介護保 険制度のサービスへ移行したため活動指標・成果指標ともに低下している。採算性については、事業費は区の支援 により補助金が交付されており、事業運営経費は安定している。

介護サービス等の黒字経営について

訪問介護サービスは活動指標・成果指標は低下しているが、通所介護事業(ふれあいの家6ヵ所)等、介護保険事業全体の収支状況は黒字経営となっている。

管理費の中身について

法

現行の管理費の算出については、各事業所(ふれあいの家等)全体の運営費から一定の案分率により管理費相当分を算出をしているため突出した高い数値となっている。本来、事業所運営費については人件費を含め全て事業費に計上が必要であり、今後は事業全体の管理費・事業費の算出法方を見直し、正確に事業に関わる人件費も事業費として計上し、それ以外の経費を管理費として計上いたしたい。

経営評価について

現行の会計処理上、各事業単位に経理区分を設定し事業の歳入・歳出の透明性を確保しているが、更に収支の状況が明確化する会計付属明細書等の整備を図りたい。

団化	本名 財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団	<mark>担当部課</mark> 保健福祉部障害者施策課	
事業目的	就労が困難な障害者の雇用の促進と職業生活の自立を図るため、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまで一貫した就労支援・相談援助を障害者、事業主等に行うことにより、障害者の自立と社会参加を進め、ノーマライゼーションの理念の実現に寄与する。	顧 就労を希望する障害のある人とその関係者 区内各作業所 区内外の障害のある人を雇用、または雇用しようとする事業者	
事業内容	就労機会の開拓、提供 職業準備訓練の実施 職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談、援助 事業主に対する雇用管理に関する事項の助言、援助 雇用支援者に係る情報の収集・提供 雇用支援者に対する研修の実施 杉並区から受託する施設の管理運営 その他事業団の目的達成に必要な事業		
内部評価 )	・事業団は、杉並区内における障害者の雇用支援、就労の機割を果たしていることや昨年度に比べ、事業収入を増加させ、障害者の地域での社会参加と自立のため、事業団は企業対実習などに取組むなど、着実な努力により就職者数増加につ・「障害者雇用支援杉並アクションプラン」の策定により、援と事業者の要望への対応に方向性が打ち出された。今後はみを期待する。	:たことは評価できる。 i労の支援として、新たに区役所や図書館での体験 )なげたことは評価できる。 事業団の役割分担が明確となり、障害者の雇用支	
対する評価経営状況に	雇用支援センター在籍者数、事業団就労会員数、職場別でいることは、事業団としての努力が行われていることを示すている一方、定着率が下がっているという状況であり、全体とるかぎり、就職者定着事業のほうが大きい)経常収入が増え、経常収支比率が上昇しているが、それることと裏腹であり、経営状況が改善してるとは言いがたい。角度から見たもの)補助金依存度が高いという問題があるにしても、事業団終要である。自立性を高めた上で、効率性や経済性の発揮の	けものだが、その効果は、就職した人数が増加し として楽観的な評価はできない。(事業規模からみ は補助金収入がふえ補助金依存度が増加してい (人件費比率が増えていることも同じ現象を別の 経営の自立性を高めるような努力は区側からも必	
評価表記入方法	活動指標や成果指標を複数(数多く)計上している場合、か。 「サービス利用年間延べ人数」の意味がよくわからない。こ 味もよくわからない。		

#### 外部評価に対する所管の対処方針

事業団経営の方針を障害者の企業就労支援に集中・重点化し、通過訓練型の場としての位置づけを明確化したことにより就職者数の増加が見込まれる。今後は新たな就労支援事業の創設や福祉と雇用施策との連携強化について区との協働体制で進めていきたい。

事業団の性格上収益事業の展開が難しいため、職業準備訓練としての喫茶部門の見直しなど事業団の自主的が経営ができるよう効率的な事業運営を図っていきたい。

就職者の累増に応じた定着支援体制の強化を図っていきたい。

評価表の活動指標の記入あたっては、重要度の順に掲載するよう努めたい。

「サービス利用年間延べ人数」については、継続的な就労支援サービスを延べで表現することが困難であるため、事業団が就労支援を行った実人数を記載している。

#### 団体名 NPO すぎなみ環境ネットワーク <mark>担当部課</mark>環境清掃部清掃管課 市民の主体的な活動を中心に、行政や事業者と協働して、環境 顧 業 保全分野においてリサイクルの推進をはじめとする諸事業を行 区民一般 目 い、市民の生活環境の向上を図り、もって地球環境保全の寄与 客 的 を目的とする。 家具、衣料品のリサイクルショップの運営 フリーマーケットの実施 2 事 3 集団回収事業の運営 不用品情報コーナーの運営 講座・講習会による普及啓発 業 4 内 5 ディッシュ・リユース・システムの運営 6 容 環境情報館管理運営 あんさんぶる荻窪貸室業務 ・依然として中長期計画が策定されていない。早急に団体独自の目標達成の指針を持つべきである。 ・補助金事業の委託化により補助金収入依存度は減少したが、一方で区からの委託事業依存度が82.7%と |なり、他団体に比べ突出している。また、区からの受託事業のあんさんぶる荻窪の管理運営のため職員数が大 内三 きく増えている。受託初年度は、やむを得ないにしても、今後事業量の適切な算定や事務の効率化により、職 部次 員数の見直しを図っていくことも必要である。 評評 ・リサイクルは、地球環境を守る取組みへの入り口といえる。団体のフリーマーケットの開催や衣服のリユ・ 価価 スなど、継続的な運動がリサイクルの大きな流れを生む源泉である。今後は、リサイクル活動の推進ととも に、環境問題全体にも活動を拡げ、環境団体の中心的な存在として、NPO団体と区との協働のモデルケースとな るよう、さらなる努力を期待する。 外 部 評 価 ・今回の三次評価でも指摘されているが、中長期計画がいまだ策定されていないことは問題である。2003年 度の経営評価から本年度まで毎年必ず指摘されている項目であり、一次評価の「経営分析・定性評価」でも 自らが指摘しているにもかかわらず、いまだに策定されていないのは問題である。中期計画を策定できない す 営 阻害要因の洗い出しと、早急な対策を要する。 る状 ・「委託事業依存度」や「職員数」も、ただ単純に「減少」を目指すのではなく、事業団体として本来あるべき姿 評況 とビジョンを描いた上で、各々適正な目標数値が把握し設定することが必要ではないか。 価に ·「財団経営評価表2005」の中で「目的適合性」の点数が違う。 P.75(63点)、P.81(100点) ・効率性、経済性 ともに100点であるが、本当に各指標が< 全て充分できている>なのか?例えば、今年 な価 は区からの委託事業により職員数と人件費が大幅に増加しているが(理由としては明確でやむを得ない |が)、効率性の評価において「人件費の削減」という項目を と評価してよいかどうか疑問である。 の記 評入 価方 法

#### 外部評価に対する所管対処方針

- 1、中長期計画について
- 11月の理事会に事務局案を提出、理事会にて委員会を編成し、3回にわたり審議し、3月理事会、総会で議決予 定である。
- 2、目標数値について

目標数値のうち、委託事業に関連するものは、規模が変動することもあり、当面、明確な数値設定が難しい。職員数についても同様である。

- 3、目標適合性の数値について
- (1)81ページは ×式なので、100点になってしまい、整合性を欠いているので、修正したい。
- (2) については、実質 の部分もあるので、他団体の回答も参考にし、修正したい。

- ・行政評価報告書は年々改良が加えられ、区民にわかりやすい資料となるよう 工夫がされている。行政から区民に発信する資料は整備されたので、区民が行 政に関心を持ってもらう方法として、今年度実施された区民1000人に対する アンケートは意義がある。区民がアンケートを通して行政活動について考える 機会を持ち、区政について理解を深めることは区政参画の第一歩になる。今後 も一人でも多くの区民が行政に関心を持つような施策を推進して欲しい。 評価表において、数字とその説明内容が一致していない箇所等が見受けられた ので、今後のチェック体制をしっかり構築して欲しい。
- ・全体的に改善が見られるが、二次評価がどのように機能しているのか及び評価結果が予算にどのように反映されているかを知るのはやや困難な情況にある。

#### <mark>政策・施策・経</mark> 営評価について

- ・政策施策間の事業が重複している印象が強く、施策間の事業を統廃合することによって合理化を進めるべきではないかと思われる。また、政策・施策評価では極めて抽象的な表現が用いられているのに対し、事業レベルの評価は具体的(場合によっては瑣末な内容)過ぎ、両者のギャップが大きい。特に政策評価では、施策・事業を視野に入れた上で記載するべきでないか。
- ・行政評価制度がスタートして7年目となり、行政評価制度が定着してきた感がある。
- ・報告書の内容や資料は、初年度から比較して大変見易くなり、理解もし易く なったが、ボリュームは多い。
- ・施策コストは3年分明記されているので、推移が把握でき比較しやすい。
- ・行政評価施行7年、外部評価施行4年を経て、杉並区の行政評価システムはかなり整理されてきたし、住民アンケート調査などにより内容も充実してきた。
- 今後は、使われることによって行政評価の質の向上を図る段階に入ってきた。 したがって、住民や議員や職員にどうやったら使ってもらえるかに知恵を出す 必要がある。

# ・区が実施すべき仕事を明確にした上で、区民等との協働、民営化、民間委託を進めることは、より小さな区役所の実現を図るために必要である。今年度の行政評価から「協働・委託等」関連の記入欄を設けたことは協働等の可能性を検討する上で効果があり、また区民に対する説明責任の点でも有効である。

- ・協働等の推進について、業務の一部委託と全部委託あるいは包括委託は異なること及びNPOや住民との協働を今後拡大していく観点からは区分した目標を 設定することが期待される。
- ・施策の中でも、「公害の防止」や「ごみの収集」等の施策については、協働が困難な事業も含まれる一方、「環境配慮行動の推進」などの事業の大半は協働型で推進してゆくべきだろう。

#### <mark>協働等の推進に</mark> ついて

- ・三位一体改革により、国・都からの支出金が減少方向にあるなか、区の貴重な予算を十二分に生かし、事業を推進していくためにも協働の推進は不可欠であろう。今後は協働等のパートナーとなるNPOや民間の事業者をいかに選択するか、事業目的にあった適切な選択が求められる。さらにその選択基準など明確にする必要がある。
- ・協働を進めやすい事業の領域は、じつは行政責任を不明確にしたまま事業を拡大してきた分野であるという皮肉な現実を直視すべきである。よって、行政が撤退したあとに、民間企業やNPOが完全に代替してしまってもかまわないのである。協働とは言うに易く行うに難しということを念頭に、事務事業の見直しを行う必要がある。協働がふえれば協働が前進して市民生活が豊かになっているという構図では必ずしもない。

- ・16年度の行政報告書は事業年度終了から11ヵ月後の17年2月に発行され、 情報のタイムリー化を図るべきとの指摘に対し、17年度は大幅に改善され、事 業年度終了から7ヵ月後の10月に完成していることは評価される。今年度は部 長をキャップとした二次評価部門を設置して、各課が行った政策施策について **二次評価を実施している。所管による自己評価と二次評価はおおむね一致して** おり、部門内での認識は一致している。
- ・政策・施策目標と区の施策・事務事業の対応関係を関係付けると、国や都の 関係機関の活動が大きい部分と区が主体的に関与できるものがあり、両者を整 理することが必要である。また、人件費比率や委託率を算定する場合に事業費 で行っているため、経常的経費と投資的経費が区分されず経年変化や実態と異 なる比率が算定されているものが散見される。財務会計システムと連動した評 価となるよう改善が必要である。

#### 行政評価手法に ついて

- ・二次評価部門による二次評価は、大半が背景説明に終始しており抽象的過ぎ る。具体的目標の達成度を評価すべきではないか。区民アンケートの実施は評 価できる。区民に関心の高そうな具体的な設問であれば、今後はアンケートに 参加する比率も伸びるだろう。一方で、アンケートの設問の仕方(目標の根拠 が示されていない、過去の経費からの推移、等)は工夫が求められる。また、 行政評価の実施時期の改善及び速報版の発行は、区民に対して説明責任を果た す努力として高く評価できる。
- ・行政評価への「区民アンケート」を導入実施したことにより、行政評価の3 60度評価(チェック)ができる体制(所轄の自己評価、2次評価部門による 2次評価、外部評価、受益者である区民の評価)になった。評価の客観性が増 し、より充実した制度にするためにも継続していくことが重要と思われる。
- ・施策の目標や成果やコストについての市民アンケートをやるなどにより、施 策評価がいっそうわかりやすくなったことは確かである。他方で、政策評価指 標であるチェック指標のほうの役割が不明確となった。政策目標の評価指標と してのチェック指標の位置づけをもう一度明確にする必要がある。 めざすべき評価システムは、政策評価指標ー施策評価指標ー事務事業評価指標 の因果関係がフォローできるようなものであろう。

## 指摘事項の改善 点について

- ・平成16年度外部評価意見に対する所管課対処方針を読むと、外部評価意見に 対し、真摯にその対応を考え、行動に移しているように感じられる。
- ・住民との協働について評価項目を設けるなど改善が認められる。
- ・指摘の内容を踏まえて、次年度に処置や対策をとるなど所轄部門の改善努力 がみられる。また、「外部評価意見にたいする所管課対処方針」資料はフィー ドバック資料として大変分かりやすい。
- ・改善点の効果がまだみえていないので、なんともいえないが、この指摘事項 と改善点についても、ウェブサイトで公開すべきである。改善の約束は区民と の間になされたものと理解すべきである。

## 【外部評価に対する所管の対処方針】

- **二次評価について、具体的な目標の達成度を評価できかつ有効なチェック機能が働く** よう、その体制を見直します。
- ・アンケートについて、17年度の方法、内容、設問等を点検し、より区民の方々が回 答しやすい工夫を行います。

#### 対処方針

- ・予算、決算額について、投資的経費と経常的経費が区別されずに記載されていたため にその経年変化が必ずしも実態を表していませんでしたが、今後は各評価表にて区別し て記載できるよう変更します。
- ・新たに導入する財務会計システムのタイミングにあわせて、政策 施策 事務事業体 系の因果関係や記載内容について、再度点検し、構築します。 ・区民のみなさんに行政に対する関心をもたれるよう、外部評価委員からの指摘事項に
- 対する行政の対処方針、対処結果をホームページ等で公開していきます。